

第九十八回国会

農林水産委員会議録 第十三号

議 錄 第十三号

昭和五十八年四月二十八日(木曜日)

午前九時四十七分開議

出席委員

委員長 山崎平八郎君

理事

加藤紘一君

理事

北口博君

理事

小川国彦君

理事

武田一夫君

上草義輝君

白井日出男君

鴨田利太郎君

岸田文武君

佐藤次男君

白川勝彦君

高橋辰夫君

羽田義直君

竹内猛君

松沢俊昭君

吉浦忠治君

玉置一弥君

藤田隆君

寺前辰雄君

神田吉典君

田中厚君

島田恒利君

阿部昭吾君

中山耕輔君

近藤元次君

北村正則君

川田義和君

田名部省君

中山正暉君

島田新盛君

阿部阿部君

三池渡辺省一君

松野幸恭君

熊川辰雄君

中山正暉君

白川勝彦君

島田玉置君

小杉一弥君

阿部隆君

昭吾君

同日

問題点はいろいろあるわけですが、現状の制度の運用の中ではまだこなすべきことが相当あるのではないか。たとえば、生産者が生乳をいろいろと需給調整し、あるいは価格交渉するということ一つを考えましても、いまの指定生乳生産者団体の制度自身が真に法律の期待しているところまで成熟しているかどうかとか、現行法の中でより改善すべき点が多いのではないかという結論に達しまして、どちらかというと酪農に比べまして制度的に立ちおくれておりますと同時に、現在の制度の中のころに改正点を集中いたしまして、今回の改正案の御審議をお願いしているところでござります。もとより、私どもも酪農に全く問題なしとするわけではございませんので、現在の制度の中の運用といたしましても、できるだけのことをまず現行法の中でやりますと同時に、さらに現行法を超えるような問題点についてはなお検討を進めたいと思っております。

○安井委員 ですから、そういうよくなお考えの上で、どうせ改正するのなら問題点の改正と一緒に進めるべきであつたということ。そしてまた、一たん法律の改正をやってしまえば、次に改正といったって、おつくうだとうか、めんどうだというか、わりあいにしにくいものなのですよ、従来の経験から言つて。来年の国会にまた酪農法の改正が出てくるということにはなかなかなりにくい、そういう経験的な言い方ができるわけです。

そういうような意味合いから、なるほど運用の問題で未解決のものもたくさんあります。それを進めることは当然なのですけれども、この際、制度論的に、立法論的に検討すべきものは同時に入れてほしかった、そういうふうに思うのです。したがつて、いまの局長の御答弁からすれば、次の段階、たとえば来年なら来年、そう遠くない段階までに新しい状況が出てきたらその場合には法改正を行う、そういうような措置に当然出るべきだ、そういうお考えを持っておられるということだけでは間違いないですね。

○石川(弘)政府委員 法改正をいたします時期まで、いつのことかということを申し上げるにはまだ私どもも大変準備不足でございますが、私どもは現時点で特に市乳問題等を中心いたしまして行政的にやるべきことが大変多いと思つております。そのような点につきましては、御承知のように去年からことしにかけまして牛乳の生産、流通に関します環境は大変改善されておりますので、この時期に極力そういう施策を集中し、かねがね懸案の市乳問題についてある程度の前進を得ました上でさらさらに今後の展開を考えていきたいと思つております。

○安井委員 肉牛の問題を中心にして書かれてゐる今度の改正案の中身について、若干伺つていただきたいと思います。

自給率七〇%程度に維持していくのだという御答弁を昨日来繰り返されていたわけであります。そして、安定供給をするためには輸入枠だけは必要なのだという声明もございました。ただ、これは国内の需要者の気持ちもあるし、価格の問題その他いろいろあると思いますけれども、本来肉牛をどんどん振興し、伸ばしていく立場からすれば、輸入が少なくなつて自給が高まつていいくということが望ましいことではないかと思うわけであります。その点についてはどうお考えですか。

○石川(弘)政府委員 国内にあります土地資源なり家畜の資源みたいなものを極力活用いたしまして、国内で供給できる限界を織り込んだ生産の計画を立てておられるわけでござります。私どもも、消費者が受け入れがたいような経費をかけてまで生産するということにはいさきかちゅうちよいたしますけれども、農家の方々の合理化努力で消費者に受け入れていただける限りのものを国内でつくつていく。そのため、あります資源をフルに活用するという意味で、長期計画の中でもできるだけの国内自給を確保する、そして需要の伸びとの間で不足するものを輸入するということを基本的な考え方としてあの六十五年見通しをつくつております。

まして、長期見通しでござりますから、短期的なたとえば石油ショックの後の牛の数が減ったことによつて供給が減つた場合、あるいは最近ありますたように酪農の駄牛淘汰を進める過程で若干予定の供給量を上回つて供給したりするようなことがあります。しかし、その場合に消費者の合意も得られるようなら政策的努力をしながら、長期見通しで考えております。国内生産のボリュームをほぼ維持してきておられます。

これからますます飼料基盤その他を整備しながらやつてしまりますので、いろいろと努力は要りますが、極力国内ででき得るものを作つていただく、その場合に消費者の合意も得られるようなら合理的な生産を伸ばすというのが基本的な考え方でございます。

○安井委員 いずれにいたしましても、肉牛生産が抱えている問題は、自由化を要求してくるような国外からの圧力というものが問題として一つあるわけですね。しかし、与えられている土地条件その他の中で国内生産を最大限度に拡大していくことを目指していくべきであり、輸入というのは必要であることはわかるけれども、とにかくそちらの方を先に決めて国内の自給の度合いは後から、輸入を決めてしまって足りない分を自給していくという考え方では、これは本末転倒になるわけです。その辺はいろいろな与えられた条件をどう考えていくかということと絡んでくるわけですから、一概には言えないけれども、国内の自給度の拡大を先に置いていくのだという基本的な物の考え方だけはきちっとしておかなければならぬ、そういうわけであります。

そこで、第四次酪農近代化計画の改定の問題が出てきているわけでありますが、この際、本来の酪農についての近代化計画の方は見直す必要がないのか。先ほどそのことを最初に議論したわけでもありますけれども、実績と大体接近しているので見直しの必要はないというようなお話を聞いているわけでありますけれども、この際、全く見直さないのかという点をまず伺つておきたいと思います。

大臣、よろしいです。
○石川(弘)政府委員 酪農近計画につきましては、酪農推進の基本的な計画でございますので、私ども、第四次計画を制定以来、その実行についていろいろと検討しているところでございます。
酪農オンリーの問題にいたしましては、私ども、非常に概略的に申し上げまして、現時点で大幅な見直しをしなければいけないような条件はないと思つております。ただ、やはり肉とも関連いたしまして、酪農の中からどのようなよう内用種の資源を出してくるかという問題がござりますので、それとの絡みを考えまして、酪農のサイドから完全に別途の見直し作業をするということではございませんけれども、どうせ新しくつくらなければならぬということがござりますので、特に肉牛生産との絡みにおきましては、やはり必要な検討はいたしたいと思つております。
細部につきましては、なおこれから検討にゆだねたいと思つております。
○安井委員 そうしますと、肉牛の計画のことを後で伺うわけになりますけれども、その作成過程において酪農の近代化計画についても若干の手直しがあり得る、そういうふうに受けとめてよろしいですか。
○石川(弘)政府委員 最初から手直しを考えてやるということではございませんが、再点検をいたすことなどでございますので、その過程において必要な見直しをしてみて、現状のままでなければならないわけでございますし、若干直した方がよりすぐれているといふことであれば、全く直さないといふことをいま決めているわけではございません。
○安井委員 肉牛についての近代化計画の作成の基本的な考え方、それは法律の条文にも基本的指針ですか、そういうようなのがまず書かれているわけであります、そういう点についてどうお考えなのか。とりわけ、最も効率的な経営構造をいかにして確立するかという問題がありますね。その点についてのお考えも伺っておきたいと思いま

○石川(弘)政府委員 現在、これはあくまで私どもの検討事項でございますが、近代化基本方針の中で幾つかの項目で書いていこうと思っておりましたが、まず基本的な指針といたしましては、酪農とか肉用牛の生産の位置づけをいたしまして、この位置づけの中では、米に次ぎます土地利用型農業の基軸として明確に位置づけをしていきたいと思つております。

それから国内供給の確保という観点から、合理的な生産によって国内供給を増大していくことなどを明確にしておきます。

また、価格につきましては、比較的品質が似通つております乳用種につきまして、西欧の先進諸国と同水準程度のものを目標にしながら、それに順次接近をしていくという考え方を明らかにしたいと思つております。

さらに、効率的な経営構造の確立といたしまし

て、酪農地帯における畜産等の生産を

取り込んだ乳肉複合経営の育成、それからこれに連携しました地域内の肥育経営の育成による地域一貫生産の推進といったようなものもこういうところに掲げていきたいと思つております。

また、野草地等の草資源に恵まれた地域での肉

専用種の繁殖経営の育成なり安定的な規模拡大を

図りますとともに、繁殖、肥育までの一貫生産の

推進も掲げていきたいと思つております。

それから生産の担い手の育成と生産性の向上につきましては、技術あるいは経営能力にすぐれた中核的な担い手を育成すること。それから飼料自給率を向上すること。それから育成期間の短縮あるいは事故率の低下といった効率的生産を誘導すること。そのほかに、流通、加工の合理化問題とか、あるいは技術革新といたしまして、牛群改良とか、受精卵移植技術の実用化とか、粗飼料生産利用技術、そういうようなものもこの基本方針の中に掲げていくつもりでございます。

○安井委員 いつまでも国段階、都道府県段階、市町村段階、その計画をつくっていくつもりな

か、そのためですね。畜産審議会の意見聴取とい

うのもあるのだろうと思ひますが、そういうのも含めてスケジュールをちょっと伺いたい。

○石川(弘)政府委員 この法律を施行いたしましてから六ヶ月以内ということでお願いいたしまして、まずこのとしの年度内くらいに県計画がつくられるよう進めたいと思います。

市町村計画は、その県計画と整合性を保ちながらつくりついていただくわけでございますので、若干ずつずつ改めてまいりたいと思つておりますが、その県計画がつくれられた後、市町村がいろいろと自分の市町村内での意見をまとめられて、県との調整を経てつくつていただくわけでございますので、これに引き続いだ形でつくつていただけることになろうかと思います。

○安井委員 肉牛の生産目標は、できるだけ高いことが望ましいけれども、実行可能でなければならぬわけですね。そういうこともあるわけなんですが、農政審の六十五年目標が、現在の二百万頭を約倍にしていく、それから乳牛は一戸当たり百頭ぐらいにして、EC並みのコストの引き下げだとかいうことだつたように思うのです。それに伴つて乳牛がふえていくのかどうか、そういう絡みもあると思うわけですが、その見通しとか過程についてどうですか。

○石川(弘)政府委員 六十五年見通しを策定いたしました段階では、いま御指摘のように五十三年度で肉用牛の飼養頭数が二百三十九万頭ありましたものが、六十五年では三百九十二万頭ということを一応頭に置いて計画が策定されております。そのうち、肉専用種につきましては百四十六万頭でありましたものが二百四十五万頭に、それから乳牛につきましては五十七万頭でありますものが百四十七万頭にふえるというのが一応の当時の計画でございます。

現在の姿を見ますと、この水準を若干下回った時期もございますし、時期によつては若干上回つ

たこともあるわけでございますが、この六十五年見通しまで伸ばしますためにはかなりの政策的努力を伴わなければならないと思つております。

○安井委員 それに伴う政策的努力はするおつりなんですね。

○石川(弘)政府委員 長期見通しはあくまで一つに県にもいろいろ作業をお願いいたしまして、年に今回の制度改正をお願いいたしまして、全体としての肉用牛の生産振興の見通しをつくるとか、

あるいはこれをさらに県とか市町村にまでおろし

ながらやるということでより具体的な目標をつくるわけでございますので、それに従つて事柄が実行できるような政策的な支援はしなければならないと思つております。

○安井委員 價格政策の問題について若干伺います。日本の場合は、アメリカあるいはオーストラリア、ECと比べてもそうなんですかれども、土地制約のため割り高になるのは、これは当然であります。しかし一方、消費者の方のできるだけ安いものを食べたいという要求、これも当然ではないかと思います。そういうような中で、EC並み価格というのを政策課題として政府は設定しているのではないかとも思います。

そういうような中で、ことしはどうとう据え置きの決定が三月末になされてしまっています。価格の方をどうおさめるにしても、コストの引き下げがいずれにしても緊急的な課題になつていくことだけは間違ひありません。そのためには、飼料の草による自給度を高めていくとか、肥育期間の適正化などいろいろな問題も出てくるのではないことは、このコスト引き下げの問題について積極的なお考えをお持ちなんですか。

○石川(弘)政府委員 いま御指摘のありましたように、消費者の方にも牛肉価格のいわば割り安感と申しますが、諸物価が動く中で牛肉だけは価格が余り変わらないということで消費も伸びると思つておりますので、いま先生御指摘のとおり、コストを下げるような手法に政策の中心を置くべきものだと考えております。

その手法といたしましては、現在もそのように動いておりますけれども、やはり何と申しまして

も飼養規模を拡大するという経営規模拡大でござ

いまして、このことによつて労働時間等の減少はかなり大きいものにならうかと思ひます。

それからもう一つは、これも先生御指摘のように、飼料の中で粗飼料の供給を多くする、飼料自給率を上げるということです。現在比較的順調に伸びました乳用種の肥育の最大の弱点は、この飼料基盤が弱く、購入飼料比率が高いということをございますので、これも基盤の整備とかあるいは粗飼料を有効利用するという形で、粗飼料の自給率を上げていくことがその次に必要かと思ひます。

それからもう一つは、経営技術あるいは生産技術、そういう点で申しますと、一つは、やはり家畜の改良ということを通じまして、いわば一日当たりの平均的な体重の増加量をふやしていくとか、同じ一キロの牛肉をつくるにしましても、より少ないえさで飼えるような形にしていくとか、それから、これもいま御指摘のありましたように、出荷月齢が残念ながらだんだん延びてきておりまして、いまたとえば乳用種で言いますと二十一カ月程度のものを、われわれが合理的と考えております十七カ月程度に縮めていくとか、それは当然のことといたしまして、現在六百数十キロになつております出荷体重を六百キロ台ぐらゐにまで抑え込んでいく。このことは、単に生産者の努力だけではなかなか問題でございまして、流通させます側にも協力が必要でございますし、さらには、消費者についても御協力を願いしなければいけませんが、いま申しましたようなわざ産肉経済性の向上といつたことがその一つでござります。

それからもう一つは、特に乳雄肥育につきまして、御承知のようにスモールの段階で肥育のサイドに渡しますために、実は乳の雌との間で一五%程度も事故率が違うわけでございますが、この事故率を低下させますために、乳肉複合経営とかあるいは衛生条件の整備というようなことを通じまして、要するに事故を少なくして、より多くの産物を生産物に回していく。

以上のようなことを丁寧にやっていく必要があるかと思ひますが、これらのこととは、数字で見ましてもかなりの経済効果を上げ得るはずでござりますので、そういうことから極力価格を抑制的にしながら、かつ農家の収入を減らさないという

手法でがんばつていきたいと思っております。

○安井委員 まだ融資制度の問題等もありますが、後回しにいたします。大臣がいまお戻りでござりますから、ちょうどいま牛肉の問題を含めた日米専門家協議がアメリカで行われている段階でありますので、そのことも同じ関連の問題としてお聞きをしてまいりたいと思います。

子牛の価格が低落をし始めました。これは、ちょうど農林水産大臣が総理と会つて話をされたり、あるいはまた農林省側の考え方として、貿易の自由化はしないけれども枠の拡大には踏み切らざるを得ないというような方向で今度の日米交渉に臨むのだ、こういう報道がなされたことが大きな原因になつてているのではないかと思います。もちろん、そのほかにも子牛の価格の低落の原因はいわば複合的原因という形であるのではなくいかと思いますけれども、やはりこの自由化問題で新しく牛を飼おうというような意欲に減退を来しているということは間違いないと思います。このことはアマナツカンの問題についても言えるわけです。それぐらいま行われつあるアメリカとの交渉の問題が日本農業にとって重要な位置づけになつていています。きょうまた引き続きやつてやつておるはずですが、きのうの話し合い、それからきょうの、現在アメリカ時間はどうなつてゐるのですかね、一番新しい情勢についてます報告してください。

○金子国務大臣 昨日電話がありました。私は聞いていません。官房長が聞いておるのですが、私は伝えられるところでは、非常に厳しい、予想外に厳しいということで、中身は何も触れてないようでござります。

詳しく述べるなりたいならば、官房長にひとつお答えをさせます。

○角道政府委員 お答え申し上げます。

二十六日の会議では、お互い基本的な立場あるいは需給状況等について相当厳しい応酬があつたように伺っております。ただ、二十七日の会議に

あります。まだ電話その他の連絡を受けておりません。間もなく報告が来るかと思っております。

○安井委員 向こうの状況ですから、会議が終わりたという段階で、中身がわからないままでも質問をやらなければならぬというちょっと妙なかつてお聞きをしてまいりたいと思います。

子牛の価格が低落をし始めました。これは、ちようど農林水産大臣が総理と会つて話をされたり、あるいはまた農林省側の考え方として、貿易の自由化はしないけれども枠の拡大には踏み切らざるを得ないというような方向で今度の日米交渉に臨むのだ、こういう報道がなされたことが大きな原因になつているのではないかと思います。もちろん、そのほかにも子牛の価格の低落の原因はいわば複合的原因という形であるのではなくいかと思いますけれども、やはりこの自由化問題で新しく牛を飼おうというような意欲に減退を来しているということは間違いないと思います。このことはアマナツカンの問題についても言えるわけです。それぐらいま行われつあるアメリカとの交渉の問題が日本農業にとって重要な位置づけになつていています。きょうまた引き続きやつてやつておるはずですが、きのうの話し合い、それからきょうの、現在アメリカ時間はどうなつてゐるのですかね、一番新しい情勢についてます報告してください。

○金子国務大臣 私の姿勢がずっと日にちがたつたかといまお尋ねでしたが、僕は何ら數字的なものは見ない。僕は見る必要はない。向こうに行つて、向こうがどういうことを言うのか、それは協議をしてみなければわからぬので、出かけるからといって数字は聞かない。数字を僕に説明すると決して私が軟化してきて、アメリカに少し弱音を佐野さんが言つておるというようなことはないと思ひます。

私が佐野さんの行くときには、それでやつたかといまお尋ねでしたが、僕は何ら數字的なものは見ない。僕は見る必要はない。向こうに行つて、向こうがどういうことを言うのか、それは協議をしてみなければわからぬので、出かけるからといって数字は聞かない。数字を僕に説明すると決して私が軟化してきて、アメリカに少し弱音を佐野さんが言つておるというようなことはないと思ひます。

そこで、枠の拡大もいまのところ必要はないというのではなく、現在の輸入枠で不足しているということは私は聞いていないのですから、不足しないものを枠を拡大してふやす必要はないのではないか。要らないもの今までおつき合いで買い込んで冷蔵庫に保管する必要はない。それは私の基本的な考え方です。それを強調しておるわけでありまして、決して私が軟化してきて、アメリカに少し弱音を佐野さんが言つておるというようなことはないと思ひます。

そこで、枠の拡大もいまのところ必要はないというのではなく、現在の輸入枠で不足しているということは私は聞いていないのですから、不足しないものを枠を拡大してふやす必要はないのではないか。要らないもの今までおつき合いで買い込んで冷蔵庫に保管する必要はない。それは私の基本的な考え方です。それを強調しておるわけでありまして、決して私が軟化してきて、アメリカに少し弱音を佐野さんが言つておるというようなことはないと思ひます。

私が佐野さんの行くときには、それでやつたかといまお尋ねでしたが、僕は何ら數字的なものは見ない。僕は見る必要はない。向こうに行つて、向こうがどういうことを言うのか、それは協議をしてみなければわからぬので、出かけるからといって数字は聞かない。数字を僕に説明すると決して私が軟化してきて、アメリカに少し弱音を佐野さんが言つておるというようなことはないと思ひます。

不利になる。おまえだけの腹で行け、こういうことを言い渡してやつた。あわてずに、日程をきようとあしたやつて、あしたの二十九日に帰つてこられるのですが、そんな日程を決める必要もないじゃないか、十日でも十五日でも滞在して、粘つて交渉、協議してきなさい、こういう言い方をしてやつておるわけです。

そういうことですか、やはり私だけでも最後まで強い姿勢でることが國益を守ることじやないでしょか。そう私は思つてこの姿勢を貫いておるわけでござります。その点をよく御理解をいただいて、せつかいま話し合い中ですから、余りこれ以上議論せぬ方がいいと思います。

○安井委員 いまのお考え方どおりならないのですけれども、後になつて、もつと詳しく言ひますと、ということで、たとえば枠の拡大は当面しませんといまおつしやいましたけれども、もつと正確に言うと来年の四月以降なら別です、そういうふうに詳しく内容が出てくるたびにどんどん実質的に変わつてしまつということでは私たちには困るわけです。そうしてまた、大臣は数字は知らぬとおしゃるけれども、現実の交渉の中では数字がぼろぼろ出ていたのかもしません。これはわかりません。あるいは出ていなかつたのかもしません。それはわからませんけれども、ただ、そういうような御答弁だけで私ども引き下がるわけには

いかぬわけであります。
さつき枠拡大は当面は必要ないと言われたのは、
は、当面とというのはいつまでなのか。来年の四月
以降も絶対やりませんという意味なんですか。そ
うじゃないのでしょうか。そうなんですか。その辺
はっきりしてください。

○金子国務大臣 私のいまのところ枠拡大の必要
はないというのは、先ほどから申し上げております
ように、輸入牛肉が十三万トンでいま足りてお
るわけですね。これが、うんと需要が伸びたり、
日本が何か生産に異常状態があつて生産が落ちた
りして、もうちょっとふやさなければ足りないと
いうような事態が発生しない限りは、この枠を大
きく広げる必要はない、これはたてまえ論じやは
くて本当のことを探は申し上げておるわけです。

○金子國務大臣 私も、今日までのこの問題の経過をいろいろ考えてみますと、段階的にずっと権力をふやしていくて、やがては、いつの日にか自由化をといふねらいで、アメリカさんは今日までの、来年三月までの取り決めをしておるわけです。今度もその続きで、いま自由化ができないなれば、やはり権力を少し拡大して、そしていつの日にか、こういうことを向こうさんは言つておると思ひますよ。

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 35, No. 4, December 2010
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

い、このよう考へておるわけですよ。
○安井委員 新聞の報道によりますと、政府の譲歩、妥協案、これは自民党とも合意した案だといふような伝わり方をしておりますね。それは、一九八四年度から東京ラウンドの農産物合意の終わる八七年度までの四年間に枠を拡大していく。高級牛肉、オレンジ、オレンジジュース、グレープフルーツ、ジースの四品目、それからもう一つはトマトケチャップや落花生等の六品目、それについて数字を書いていますね。農林省筋から出ている数字だと言つて報道していますね。

大臣が口をきわめていまそく言われている一方に、こういう報道がどんどん出ているわけですよ。ですから、この報道がうそなんですか。それとも、お話をお話だけれども、腹の中にはそんなものもあるんだということなんでしょうか。どうしてですか。

○金子國務大臣 私は、腹の中と腹の外と違つたことを言つたり考えたりする人間じゃないです。それは全く私は知らない。したがつて、その新聞を翌朝見て、官房長を呼びつけ、ここにおりますから、やかましくとつちめた。官房長も、実際省内でも、もし数字を持っていくとするならだれも聞かない方がいい、見ない方がいいといふことを指導しておるわけですから、それを見た者は大臣の言うことを聞かぬのですから、処分しますよ。したがつて、私は、農林省の中からあれは漏れてないと思います。みんな推測記事じゃないでしようか。これは、各紙が一生懸命しのぎを削つて推測をしておるから、そのうち少し当たるもののが出てくるかもしれません。ところが、私の方は、数字については省内では全然触れてない。だれもそれを見たり知つたりすることはできない、こう言つておるわけですから、その点はひとつ御信頼をいただきたいと思います。

○安井委員 官房長、どうなんですか。いま本人の経済局長がいないものですから、よくわからな
いんだが。

○角道政府委員 私どもは、交渉に当たるに際し

い、このようになっておるわけですよ。

○安井委員 新聞の報道によりますと、政府の譲歩、妥協案、これは自民党とも合意した案だというような伝わり方をしておりますね。それは、一九八四年度から東京ラウンドの農産物合意の終る八七年度までの四年間に枠を拡大していく。高級牛肉、オレンジ、オレンジジュース、グレープフルーツジュースの四品目、それからもう一つはトマトケチャップや落花生等の六品目、それについて数字を書いていますね。農林省筋から出ている数字だと言つて報道していますね。

大臣が口を開けていまそろ言われている一方に、こういう報道がどんどん出ているわけですよ。ですから、この報道がうそなんですか。それとも、お話をお詫びけれども、腹の中にはそんなものもあるんだということなんでしょうか。どうなんですか。

○金子国務大臣 私は、腹の中と腹の外と違つたことを言つたり考え方をする人間じゃないですよ。それは全く私は知らない。したがつて、その新聞を翌朝見て、官房長を呼びつけ、ここにおりますから、やがましくとつちめた。官房長も、だれも聞かない方がいい、見ない方がいいということを指導しておるわけですから、それを見た者は大臣の言うことを聞かぬのですから、処分しますよ。したがつて、私は、農林省の中からあれは漏れてないと思います。みんな推測記事じゃないでしようか。これは、各紙が一生懸命しのぎを削つて推測をしておるから、そのうち少し当たるものが出でてくるかもしれない。ところが、私の方は、数字については省内では全然触れてない。だれもを見たり知つたりすることはできない、こう言つておるわけですから、その点はひとつ御信頼をいただきたいと思います。

○安井委員 官房長、どうなんですか。いま本人の経済局長がいないものですから、よくわからな
いんだが。

ましては大臣からも厳しい訓令をいただいておりま
すし、また、与党あるいは関係団体の強い意向
も承知しております。そういう態度で現在交渉に
臨んでおるわけでござりますし、この交渉に先立
ちまして、日本側がどう考えているかというよう
なことを私ども側に言うわけはないわけでござい
ますか、非常に迷惑を受けておる方でございま
すが、新聞報道につきましては、そういう意味で
私ども一切責任を持つわけにはまいらぬと思つて
おります。

○安井委員 農林水産大臣は、この問題は首相レ
ベルには持ち込まない、私の責任で処理します、
こう言われたと、これも新聞の報道です。これも
新聞の推測記事かどうか知りませんけれども。
ただ、サミットが近づきつつあるわけですね。
それだけに、サミットにおいてやはり日米間の大
きな問題が未解決のまま行つてしまつては困る、
その前に何らかの決着をつけて行かなければなら
ぬというような中曾根首相の気持ちもあると思わ
ますね。そういうようなのが農林水産大臣に伝わ
つて、それでこういうような発言にもなつていい
のではないかと思うのですけれども、サミットと
日本の農民の利益とは違う問題ですからね。何か譲
歩をして、アメリカの方が少しいい気持ちにな
つて中曾根首相が行つたら、それは総理大臣その
ものはいいかもしませんけれども、それでは日本
の農民は困りますよ。ですから、サミットでわ
が国の総理大臣がいい顔になるということと日本
の農民の利益をてんびんにするわけにはいきませ
ん。その点、大臣のお気持ちを明確に伺つておき
ます。

○金子国務大臣 それは、昨日ですか、頭越しで
片をつけられていくのじゃないかというようなこ
とを大変心配して参議院の方でもお尋ねになつて
おつたようでござります。しかし、私は、少なくとも
担当大臣が了解しないものを上の方で、官邸

の方でさつきと決めててしまうようなことはあります。そうして、いまのサミットとの関係も、あるいは總理になつてみますと、やはり懸案ですか、懸案は片をつけて、そして新しい段階に入つてレーガンさんと話をしたい、それはそういう希望と意欲を持つことは私は当然だらうと思いますね。できることならそうして差し上げたいけれども、サミットがあるからといって焦つて交渉をすることは、これは不利だ。交渉事だから落ちついてやりなさい。サミットや選挙を考える必要はない、こういうのが私の基本的な姿勢です。

これは先ほどから申し上げておりますとおり、私はそんな芸當のうまい人間じゃないのですから。さつき言うた腹の内と外を使い分けたりするような芸は持たぬわけです、不器用な人間ですから。それは安井先生が同期の桜で二十五年、私をよく知つてくれておる。私のやつておることは正真正銘の真心で取り組んでおる話ですから、余り憶測をしないようにお願いいたします。

○安井委員 憶測はしているわけじゃないのですがけれども、ただ、大臣が知らないうちに何にもかもみんな決まつてしまつているということではこれには困りますから、私は、大臣のためを思つて言つておるわけです。憶測ではありません。

貿易の自由化という問題については、どちらの党の中にも、都市中心から出ている人の意見とか農村の関係の意見とか、いろいろ意見の対立があります。これはもうどこの党でも同じようになります。どうありますし、われわれの党の中にも、そういう党内での論議の過程ではいろいろ意見の対立はありますけれども、しかし、あくまで今日の段階で自由化反対をしつかり守つていくということが国民经济全体の中で大事な問題だ、そういう観点に立つて、そしてまた消費者団体の中からも、たとえば消費者の生協がこれも自由化反対を決めたよな。そういうような立場もあるわけですが、長ですけれども、そういうのを見がつくり、大会

できちつと反対の決定もしているわけです。ですから、たまたま落ちこぼれて別な意見が出たりする場合もあるいはあるかもしませんけれども、それは党の中できちつと決着をつけていきます。

（「できるかな」と呼ぶ者あり）それはもう明確にしております。その辺は、自民党よりももつと私どもの方がはつきりしていますから。

そういう事態をひとつ明確にしつつ、この問題について、私は、大臣を激励する意味で、ここにそんないですよ。そんなさもししい考え方で、ここにそんないですよ。あるいは裏返しの質問をしたかもしれませんけれども、あくまで日本の農民を守っていく。それはもう農民の票が欲しいからやっているわけじゃないですかから、そのことをひとつ明確にしておかなければならぬと思うわけですが、ひとつ最後に、大臣の、先ほどから御決意を大分何度も伺つたわけすけれども、最後の最後の御決意をひとつ伺います。

○金子国務大臣 私は、やはり国会で、いま佐野さんが向こうで協議をしておるさなかですから、大いに議論をして大臣を突き上げた方が賢明と思うわけですよ。私は、どんなに大いに突き上げられても、突き上げられるのが国益だと思つて喜んで答弁をしておるですから、大麥御激励をいただき、ありがとうございました。

やはり日本の国会には相当強い野党勢力があつて、大臣が突き上げられて毎日困つておる、したがつて、この強い姿勢は崩れない、こういう認識をアメリカにさせなければいかぬ。それが、はい、はい、はいと言つて何もかもスムーズにいきよつたら、それこそ赤子の手をひねられるようにアメリカからひねられてしまう。私の考え方は始終そういう考え方です。極端に言うならば、池田総理がアメリカへ行つて帰ってきたときに私は述懐したことがある。日本に強い社会党がおるから日本は救われておる。こういう時代があつた。かつて、二十年前の話ですよ。そういうことで、やはり

日本が今日まで外国から、特にアメリカからなめられないようを持つてきたのは野党のおかげなんですよ。野党中の社会党ですよ。

そういうことで、私どもは皆さん方の御提言なり御意見は、やはり大事な御鞭撻を受けておるといふ考え方で絶えず真剣に受けとめてお話を聞いておるのでですから、国益のために議論は大いにひとつやつていただきたい。議論することも一つの国益ですから。さつき申し上げたとおりです。

どうもありがとうございました。(拍手)

○山崎委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○山崎委員長 次に、内閣提出、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○島田琢郎君 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○島田委員 ちょっと官房長、いてくれませんか。おられますね。

家畜改良増殖法の改正案の質疑に入るわけであります。島田琢郎君。

東北地方で大変火災が発生をいたしました。まだ火災によります被害の実態はつまびらかになつてゐるわけではありませんが、本日のテレビの報道によりますと、相当の被害が山林火災において起これり、それが集落にも延焼いたしまして大変大きな災害が起つてているという実態にござります。とりわけ山火事によりますものでありますだけに、この災害の対策はきわめて緊急を要するのではないか、このように思います。

まだ対策そのものが現に方向づけられているわけではないと思いますが、しかし、この災害に当たリましての農林省の、特に山の関係が多くござりますから、ひとつひ万全を期していただきたいという気持ちを持ちながら、大臣のこれに対応するお考えを聞かしていただきたい。

きょうはちよつと林野庁がおりませんので、官房長にかわっていただいておりますが、一言この点に触れて伺つておきたい、こう思います。

○角道政府委員 昨日発生いたしました林野火災につきましては、まだ詳細な被害状況はつかんでおりませんが、けさ七時現在で私ども承知しておりますのは、関係県が約六県、市町村が二十六、焼損面積が約七千五百九十一ヘクタールというよう聞いております。各県別には、青森県で約七百三十八ヘクタール、岩手県が五千四百四十四ヘクタール、宮城県が千二百九十四ヘクタール、秋田県二十ヘクタール、福島県五十五ヘクタール、石川県七十ヘクタール、合計いたしまして七千五百九十一ヘクタール。

これは各所で同時多発をしております関係で、対策につきましては非常にむずかしいと考えておりますが、現在自衛隊あるいは警察、消防署等でこの消火に努めている最中でございます。林野庁からもけさ担当官を現地に二名派遣をいたしております。現地営林局、営林署に対策本部のようなものを作設しておりますし、また、私ども地方農政局とも連絡をとりまして、まず当面は消火あるいは被害者の対策でございますが、この後の造林、復旧等につきましても万全の手当をしたいと考えております。

○島田委員 この際、災害の今後の取りまとめや対応策等について、隨時ひとつわれわれにも報告をいただけるようにお願いしたい。これは、委員長にお願い申し上げておきたいと思います。ぜひ万全の対策をとつていただきますようにお願いをしておきたいと思います。

さて、本案につきまして関連する問題も幾つかござりますし、すでに審議が終えました酪農法の改正の問題も私なりに意見がござりますので、意見を述べさせていただく中から政府側としてひとつお考えがあればお尋ねをしてまいりたい、こういう進め方でお願いを申し上げたいと思います。

まず、ことしの乳価や畜産物の価格を決めた段階で、要求価格を大幅に削られている結果に相な

りまして、あるいはまた諸対策におきましてまだ十分の方向性が必ずしも立っているわけではないわけであります。この際、関連する対策等も含めまして若干お尋ねをしておきたい、こう思うのであります。

りますが、これがその交付準備金に不足を生じました場合に、これも今回の法改正でお願いをいたしております肉用牛価格安定基金全国協会が併利融資をしますための準備財産の拡充をする必要がございます。現在約七億円程度の積み立てでござ

子牛の価格が下がった、それは各県によつて違
うのか。あるいは全国一本なのか。どこがこのボ
ーダーラインで、それを下回つた線というのはど
こまでなのかな。そこら辺、どこで子牛の価格保証
しません。

まず肉用牛対策の面で、新たに肉用子牛価格の安定対策として三十七億という金額をつけて、特に安定基金制度の問題をさらに重厚にやつしていくんだ、こういう説明をいただいているわけですが、もう少し中身についてお尋ねをしたいと思いますので、御説明を賜りたいと思います。

○石川(弘)政府委員 価格決定時に関連しまして幾つかの対策を決定をいたしておりますが、今回の価格関連対策をいたしましては、御審議をいたしておりますが、これが有効に活用できるよう、特に肉用牛対策を中心にして、極力簡素にしてから強力なものとということで考えております。従いまして、これが有効に活用できるよう、特に肉用牛対策を中心にして、極力簡素にしてから強力などをということで考えております。

いま御指摘の肉用子牛の価格安定対策でござりますが、これは、現在都道府県の基金協会が子牛の低落に対応しまして交付金を交付をいたしてお

○島田委員 実態的にはどうなつてているのでしょ
うか。また、見込みといいますか、醸造法の改正
との関連で言えば、見通しをどういうように持つ
ておられるのですか。

○石川(弘)政府委員 各県の積み立て状況を勘査
いたしますと、非常に少數な県以外はまだ自分の
県の資産を食いつぶすという状況ではございません
が、二、三の県におきましてもう少し子牛の低
迷が続きますと原資に不足をするということが予
想されますので、私ども、極力早くこの資金は全
国協会に出していくかと思っております。

○島田委員 ちょっと私の尋ね方が悪かつたかも

○石川(弘)政府委員 乳牛は十三万四千円が保証基準でございますが、去年ちょっと下回りました時期がございましたが、その後その水準を下回つておりますので、乳牛については補てんの必要はなかろうかと思つております。

○島田委員 さらに、昨年に引き続いて肉用子牛の生産奨励措置、これに四十七億を予算づけたしまして関連対策を進めていこう、こういうお考えのようであります。これは従来と中身が大きく変わるものではないというふうに説明を受けておりますが、言つてみればもう少し一頭当たりの単価を上げてもいいのではないかというふうに私は考へているわけでありますが、この点はいかがですか。

○石川(弘)政府委員 この子牛の生産奨励措置につきましては、御承知のように一時期肉用子牛の生産がなかなか拡大傾向になかったということもございまして、かつて一定価格という、価格水準

と無関係に、要するに子牛一頭幾らといふような形で生産奨励をしたわけございますが、いわば財政効率といふようなことから、たとえば生産が縮小している方にお金がいくというような批判もあつたり、いろいろございました。

りますか。

○石川(弘)政府委員 三十万を下回った場合の一
万円と、それから増頭によつての一万円という意
味なら、この三十万を下回つた状態のもとでたと
えば増頭なさつの方の子牛について、結果的に

ので、いま御指摘の下がつたときのとてございますれば、先ほど申しました価格安定基金の方で充実させることでいいのではないか。この奨励金はあくまでそれとは別途のものとして、さらに生産の方向づけをしていくというようにお考

○石川(弘)政府委員 この肉内複合経営推進の六億というものでござりますが、私ども、先ほど申し上げましたように、乳雄の肥育の問題の一つといたしまして、乳雄につきましては大変早い段階で、スマールの段階で親から離して育成に向ふ。一つは、この段階で離れて育成する方法と、二つは

私どもは、現在のこの肉用子牛の生産奨励につきましては、一つは、先ほど申しましたように、どうも昨年の四月以降この基準を下回つておるわけでございまして、基本的には九割補てんをするわけですが、生産者の気持ちをいたしましては、せつかく手塩にかけましたものの手取りが十分じゃないという不満感もございます。そこで、五一八〇年までの生産量につきまし

○島田委員 私は単価一円、もう少し上げてもいいじゃないかというお話をいたしましたが、子牛価格の値の動きを見ていますと、かなり幅が大きく振れる場合がありますね。十円位なんて下がつたりすることがあります。そうすると、三十万円を下がつたら、一万円下がつたら一万円やると、うのならこしらようどびやくでできますね」と

○島田委員 繁殖牝牛の新たな増頭策に対します
奨励金の措置というのが大変に大事な点で、その
点をお考えになつたということについて、私は政
策的には大変いいことだ、こう思つて評価をいた
しております。

ては、子牛価格が三十万を下回つた場合に子牛一頭当たり、これは規模のいかんを問わず、頭数のいかんを問わず一万円を交付する。ただし、これがもし三十万を超えて、十分それで農家として満足できる状態になればことさらに一万円を継ぎ足す必要はないという意味で、三十万を下回った場合の全面的交付というのが一つでございます。
もう一つは、やはり私どもはこの種の生産奨励

年見通しに立ちましたいわゆる目標達成の上では、大変大事なかぎになるわけですね。それで、全国平均で肉牛七頭ぐらいしか飼われていない、こういう状況でありますから、これは肉牛が生産される基盤として大変貧弱なものだという点については、私どもも何とかこれをふやしていく、一貫して当たりの保有頭数も多くしていくといつたような立場でありますから、これについては、政策的に推進を図つていかなくては、私は到底理解できません。

というのはある程度政策的な誘導に乗つてくださる方に交付すべきだと考えておりまして、新たに繁殖雌牛の規模拡大をなさつた方から生まれた子牛、たとえばいままで五頭飼つていらしゃつた方が七頭とか、あるいはこれは一頭ふえてもいいのですが、その頭数をふやしてくださつた方から生まれた子牛につきましては、この三十万を下回った場合の一萬とは別の形で一頭当たり一萬円の交付をするということで、この生産奨励につきましても一種の政策的な方向づけといいますか、多頭飼育をして極力経営を合理化なさる方に生産を奨励する。

ら、十万と申しませんでもたとえば五万なら五万下がりますと、それの九掛け部分は、先ほど申しました子牛安定基金から補てんをされるわけですが、ます。ですから、普通に申しますと、その九掛け補てんというところでまず農家とすれば満足すべき水準ということになるとも言えるわけでございますが、この生産奨励措置というのは、それは別個に、やはり一種の増産運動というような形で行われてきました経緯にかんがみまして、特に三十万円を下回っているという現状とあわせまして、特して一万円交付するということを考えたわけですが、

○島田委員　　二つの事業が行えますように、所要額を約四十七億円を準備をいたしているわけでございました。

それから追加の一万里につきましては、やはり一種の政策づけと申しますか、増頭をなさつてくださいと結果的に手取りが有利ですよということです。非常に零細な頭数だけで、いわばふえもせざりもせざりもせずということですと、経営としても余り誘導すべき対象ではないということござります

三番目の、これも新たな醸造法の改正に伴い、す措置の一つであろうと思うのであります、頭で、肉複合経営の推進に当たっての六億の措置といふようなことが出ております。六億で一体どの程度推進していく気になつていてるのかなという感じで、これもまことにおさびしい金額ではないかと思う感じであります。お考えはどの辺にあるのでしょうか。

これは乳雄に限らず雌につきましても大変事故があつた。少なく、それから健全な牛が生産される。そういうメリットは酪農家の方々に大分定着をしてきたわけでございます。

今回考えました場合に、酪農の方で全乳哺育的なことを御希望なさる方もございましたけれども、現在の酪農生産の現状は、先生よく御承知のように、特に加工原料に回すものを量的に強いて調整するほどの事情ではございませんので、そういう全乳哺育的な手法は使えないわけでございます。

しかしながら、今度の酪振法の中で肉乳複合経営を推進していくという柱を立てておりますので、その中で、いま申しましたような事故率を低くさせることにつきましては、極力やはり酪農家の段階で、雄につきましてもできれば六ヶ月ぐらいまで、もう少し短くてもいいというお話をございまして内部的に検討いたしますが、そういうことをなさることがやはり非常に経営上もある程度の

いは資源上もいいのではないか。本来、大変經營的にもプラスになることであれば、何も財政的な援助をすることなく、独力でおやりになつても十分という考え方もあり得るわけでございますが、何せやはり個別經營にとりましては、なれない、ある意味では手間暇をかけざるを得ないというふと、それから極力早くこれを推進いたしまして、酪農家が雄につきましても相当程度まで乳を使つて育成をしていくことを定着いたしましたために、新しい助成事業としてこの助成金を考えたわけでございます。

単価といたしましては、いろんな諸掛かり等も勘案をいたしまして、六ヶ月程度まで肥育をして

いた場合には一頭当たり七千円という単価を一応積算いたしておりますが、これは実施の段階

でよく関係者と相談をいたしたいと思っておりま

す。といいますのは、六ヶ月でなくとも、もう少し短い期間で十分効果が上がるというお話をござ

いますので、そういう場合はこの七千円という単

価を若干小さくすることにならうかと思ひます

が、私どもの積算では一応一頭当たり七千円で約

八万頭程度のものはぜひこの事業の対象にしたい

と考えておりますし、実施段階におきましては関

係団体とよく調整をするつもりでございます。

○島田委員 事故率が一五%もあるという点は、

やはり大変経営上大きくなりリスクとなつてくる問題

でありますから、この点に着目をされることは私

はいいことだと思います。

私は、経営論的に言いますと、大体二%ぐらい

に抑えるということではないとなかなか經營を維持

することはできないというのが常識だ。私自身經營

をやつておりますし、肉牛經營も含めまして、やはりそれぐらいのところに抑えていかないと、

事故率が一五%もあるのではとてもうかるなん

ということにならないという点は、これは經營者

自身も生産者自身も自覚を持っておるところだと思います。それはもう抑えていかなければいけない

だろうと思つております。

それから、いま、実施の段階ではまだいろいろ

な人たちとお話をして変わることはあり得るとい

なことがあります。

そういう点で積算もしているのだというお話を

ございましたが、私はこの六億はいかにも貧弱で

いただいて、ただ六ヶ月というのは、これは技

術論でありますけれども、ちょっと長過ぎると思

いますよ。

これまた私の經營のことを例に出して

悪いのであります。大体離牛でありますけれども、四十五日ないし六十日が全乳哺育の期間であ

ります。後は昔は脱脂乳に変えたんです。ところが、いまなかなか脱脂乳がそう簡単に手に入りません。したがつて、全乳を一定量薄めるということ、水を入れて薄めて脱脂乳に近い状態で飲

ましていく。こういうようなことを続けていきま

す。ですから、八十万頭というのであれば私はわ

かります。従来も八十万頭から九十万頭、大体一

カ月たたないうちに育成飼料といいますか、哺育

飼料に切りかえていく。こういうような点で、うまく乗っていきますと大変いい牛ができる。全乳

を余りたくさんかけますと、成牛になつてからの

能力にも影響するということが試験結果でも言わ

れておりまして、大体そういう技術的な面を配慮

しながらやっていくということが大事だらうと私

は思つてゐるのであります。もちろん、これは個

別經營において差がござりますから、私の經營が

即みんなに当てはまるということではございません

。ですから、でも、私はそういう子牛育成の方法

をとつてやつてきたわけであります。

局長がおつしやりたいのは、さつき、そんなの

は金をもらわぬばかりのお話をありました。もち

ろんそれが大事な一つの理念でなくちゃいけない

のは私は否定しません。せつかく産まれた子牛

は、雌であろうと雄であろうと、区別なしにやは

り内資源としてもあるのは将来の乳を出していく

基礎牛としても忘れてならない大事な基本であり

ますから、そこを私は否定するものではありません

。しかし、お話をありましたように、なかなか

これが金のかかる話でございますから、その面

について行政の手助けがあるということは大変好

いことだと思います。

な人たちとお話をして変わることはあり得るとい

うお話であります。一頭当たり七千円まで変え

るというのじやなくて、ここはここで置いておい

ていただいて、ただ六ヶ月というのは、これは技

術論でありますけれども、ちょっと長過ぎると思

いますよ。

これまた私の經營のことを例に出して

悪いのであります。大体離牛でありますけれども、四十五日ないし六十日が全乳哺育の期間であ

ります。後は昔は脱脂乳に変えたんです。ところが、いまなかなか脱脂乳がそう簡単に手に入りません。したがつて、全乳を一定量薄めるということ、水を入れて薄めて脱脂乳に近い状態で飲

ましていく。こういうようなことを続けていきま

す。ですから、八十万頭というのであれば私はわ

かります。従来も八十万頭から九十万頭、大体一

カ月たたないうちに育成飼料といいますか、哺育

飼料に切りかえしていく。こういうような点で、うまく乗っていきますと大変いい牛ができる。全乳

を余りたくさんかけますと、成牛になつてからの

能力にも影響するということが試験結果でも言わ

れておりまして、大体そういう技術的な面を配慮

しながらやっていくということが大事だらうと私

は思つてゐるのであります。もちろん、これは個

別經營において差がござりますから、私の經營が

即みんなに当てはまるということではございません

。ですから、でも、私はそういう子牛育成の方法

をとつてやつてきたわけであります。

局長がおつしやりたいのは、さつき、そんなの

は金をもらわぬばかりのお話をありました。もち

ろんそれが大事な一つの理念でなくちゃいけない

のは私は否定しません。せつかく産まれた子牛

は、雌であろうと雄であろうと、区別なしにやは

り内資源としてもあるのは将来の乳を出していく

基礎牛としても忘れてならない大事な基本であり

ますから、そこを私は否定するものではありません

。しかし、お話をありましたように、なかなか

これが金のかかる話でございますから、その面

について行政の手助けがあるということは大変好

いことだと思います。

な人たちとお話をして変わることはあり得るとい

うお話であります。一頭当たり七千円まで変え

るというのじやなくて、ここはここで置いておい

ていただいて、ただ六ヶ月というのは、これは技

術論でありますけれども、ちょっと長過ぎると思

いますよ。

これまた私の經營のことを例に出して

悪いのであります。大体離牛でありますけれども、四十五日ないし六十日が全乳哺育の期間であ

ります。後は昔は脱脂乳に変えたんです。ところが、いまなかなか脱脂乳がそう簡単に手に入りません。したがつて、全乳を一定量薄めるということ、水を入れて薄めて脱脂乳に近い状態で飲

ましていく。こういうようなことを続けていきま

す。ですから、八十万頭というのであれば私はわ

かります。従来も八十万頭から九十万頭、大体一

カ月たたないうちに育成飼料といいますか、哺育

飼料に切りかえしていく。こういうような点で、うまく乗っていきますと大変いい牛ができる。全乳

を余りたくさんかけますと、成牛になつてからの

能力にも影響するということが試験結果でも言わ

れておりまして、大体そういう技術的な面を配慮

しながらやっていくということが大事だらうと私

は思つてゐるのであります。もちろん、これは個

別經營において差がござりますから、私の經營が

即みんなに当てはまるということではございません

。ですから、でも、私はそういう子牛育成の方法

をとつてやつてきたわけであります。

局長がおつしやりたいのは、さつき、そんなの

は金をもらわぬばかりのお話をありました。もち

ろんそれが大事な一つの理念でなくちゃいけない

のは私は否定しません。せつかく産まれた子牛

は、雌であろうと雄であろうと、区別なしにやは

り内資源としてもあるのは将来の乳を出していく

基礎牛としても忘れてならない大事な基本であり

ますから、そこを私は否定するものではありません

。しかし、お話をありましたように、なかなか

これが金のかかる話でございますから、その面

について行政の手助けがあるということは大変好

いことだと思います。

な人たちとお話をして変わることはあり得るとい

うお話であります。一頭当たり七千円まで変え

るというのじやなくて、ここはここで置いておい

ていただいて、ただ六ヶ月というのは、これは技

術論でありますけれども、ちょっと長過ぎると思

いますよ。

これまた私の經營のことを例に出して

悪いのであります。大体離牛でありますけれども、四十五日ないし六十日が全乳哺育の期間であ

ります。後は昔は脱脂乳に変えたんです。ところが、いまなかなか脱脂乳がそう簡単に手に入りません。したがつて、全乳を一定量薄めるということ、水を入れて薄めて脱脂乳に近い状態で飲

ましていく。こういうようなことを続けていきま

す。ですから、八十万頭というのであれば私はわ

かります。従来も八十万頭から九十万頭、大体一

カ月たたないうちに育成飼料といいますか、哺育

飼料に切りかえしていく。こういうような点で、うまく乗っていきますと大変いい牛ができる。全乳

を余りたくさんかけますと、成牛になつてからの

能力にも影響するということが試験結果でも言わ

れておりまして、大体そういう技術的な面を配慮

しながらやっていくということが大事だらうと私

は思つてゐるのであります。もちろん、これは個

別經營において差がござりますから、私の經營が

即みんなに当てはまるということではございません

。ですから、でも、私はそういう子牛育成の方法

をとつてやつてきたわけであります。

局長がおつしやりたいのは、さつき、そんなの

は金をもらわぬばかりのお話をありました。もち

ろんそれが大事な一つの理念でなくちゃいけない

のは私は否定しません。せつかく産まれた子牛

は、雌であろうと雄であろうと、区別なしにやは

り内資源としてもあるのは将来の乳を出していく

基礎牛としても忘れてならない大事な基本であり

ますから、そこを私は否定するものではありません

。しかし、お話をありましたように、なかなか

これが金のかかる話でございますから、その面

について行政の手助けがあるということは大変好

いことだと思います。

な人たちとお話をして変わることはあり得るとい

うお話であります。一頭当たり七千円まで変え

るというのじやなくて、ここはここで置いておい

ていただいて、ただ六ヶ月というのは、これは技

術論でありますけれども、ちょっと長過ぎると思

いますよ。

これまた私の經營のことを例に出して

悪いのであります。大体離牛でありますけれども、四十五日ないし六十日が全乳哺育の期間であ

ります。後は昔は脱脂乳に変えたんです。ところが、いまなかなか脱脂乳がそう簡単に手に入りません。したがつて、全乳を一定量薄めるということ、水を入れて薄めて脱脂乳に近い状態で飲

ましていく。こういうようなことを続けていきま

す。ですから、八十万頭というのであれば私はわ

かります。従来も八十万頭から九十万頭、大体一

カ月たたないうちに育成飼料といいますか、哺育

飼料に切りかえしていく。こういうような点で、うまく乗っていきますと大変いい牛ができる。全乳

を余りたくさんかけますと、成牛になつてからの

能力にも影響するということが試験結果でも言わ

れておりまして、大体そういう技術的な面を配慮

しながらやっていくということが大事だらうと私

は思つてゐるのであります。もちろん、これは個

別經營において差がござりますから、私の經營が

即みんなに当てはまるということではございません

。ですから、でも、私はそういう子牛育成の方法

をとつてやつてきたわけであります。

局長がおつしやりたいのは、さつき、そんなの

は金をもらわぬばかりのお話をありました。もち

ろんそれが大事な一つの理念でなくちゃいけない

のは私は否定しません。せつかく産まれた子牛

は、雌であろうと雄であろうと、区別なしにやは

り内資源としてもあるのは将来の乳を出していく

基礎牛としても忘れてならない大事な基本であり

ますから、そこを私は否定するものではありません

。しかし、お話をありましたように、なかなか

これが金のかかる話でございますから、その面

について行政の手助けがあるということは大変好

いことだと思います。

な人たちとお話をして変わることはあり得るとい

うお話であります。一頭当たり七千円まで変え

るというのじやなくて、ここはここで置いておい

ていただいて、ただ六ヶ月というのは、これは技

術論でありますけれども、ちょっと長過ぎると思

いますよ。

これまた私の經營のことを例に出して

悪いのであります。大体離牛でありますけれども、四十五日ないし六十日が全乳哺育の期間であ

ります。後は昔は脱脂乳に変えたんです。ところが、いまなかなか脱脂乳がそう簡単に手に入りません。したがつて、全乳を一定量薄めるということ、水を入れて薄めて脱脂乳に近い状態で飲

ましていく。こういうようなことを続けていきま

す。ですから、八十万頭というのであれば私はわ

かります。従来も八十万頭から九十万頭、大体一

カ月たたないうちに育成飼料といいますか、哺育

飼料に切りかえしていく。こういうような点で、うまく乗っていきますと大変いい牛ができる。全乳

を余りたくさんかけますと、成牛になつてからの

能力にも影響するということが試験結果でも言わ

れておりまして、大体そういう技術的な面を配慮

しながらやっていくということが大事だらうと私

は思つてゐるのであります。もちろん、これは個

別經營において差がござりますから、私の經營が

即みんなに当てはまるということではございません

。ですから、でも、私はそういう子牛育成の方法

をとつてやつてきたわけであります。

局長がおつしやりたいのは、さつき、そんなの

は金

た生産振興組織をつくり上げていって、先ほどから申し上げましたいろいろな助成事業もこういうところを通じてPRをし、生産者の個々の方によくわかつてもらう。また、たとえば今度の子牛の低迷のように、自由化問題で非常に揺らぐとは言いますが、自由化で最も影響を受けやすい乳牛の価格が下がらないで、どちらかというと対外競争能力の強い和牛が下がるといったようなことが起こりますのも、やはりそういう生産者に対してもつとPRをすべきだと思っておりますので、そういうことにも活用したいと思います。

そのほか、牛肉を生産いたします場合こ、など

○島田委員 間伐材の利用というような面まで含めての対策ということは、私は大変結構なことだと思います。ただ、北海道と内地と一緒になりませんで、また豪雪地帯なんということは一緒になりませんから、その辺は技術的にはかなり検討を要するのでしょうか、アイデアといいますか、お考えになつていてる点は大変結構だと私は思っています。まさに山村振興の面からも肉牛の生産を図つていくという面が生きてくるという点で、三億九千万円じゃ足りないというお話をありましたから、これはぜひヒボリユームを上げまして、積極策に打つて出るという、ここのこととは目玉にしてもいいではないかぐらいに私は思つております。しっかりとやりたいと思います。

策をやっておりますとこれは必ずいぶん長くかかりますので、後ほどまた酪振法の改正の中におきます問題点として私挙げていきたいと思つておりますから、酪農対策の方でお聞きをいたします。

市乳問題ですが、きのうからもお話を出ていたようでありますし、三月の乳価の決定の時期にても市乳問題とというのは大変話題になつてゐた点であります。正常化対策に十八億という予算をつけやるんだ、こういうことでござりますが、加工原料乳の価格決定あるいは数量決定に当たつて、昨年、あるいはことしもそうですが、とりわけことしなんかも大事な年だというふうに指摘をしてしましたのは、価格決定、数量決定というものが大変混乱をいたしてゐる飲用乳あるいは市乳のところにも大変影響をもたらす点が多いので、そういう点を十分勘案をして決定をしていかなければならぬ点を十分勘案をして決定をしていかなければならぬ大事な年に当たつてはいたしました。残念ながら、数量は二十二万トンほどふやしまして、その点のお考えがその中に含まれているという御説明ではありましたけれども、実際には需給表で私問題にいたしましたように、必ずしもあのいわゆる需給計画の中で飲用乳の正常化が図られるかどうかということに私は依然疑問を持つてゐる一人でございます。

その辺をカバーする立場で正常化対策を新たに組みになるといふことなかどうか、その辺のところを聞かせていただきまして、市乳問題については本日とても議論し尽くせない問題がたくさんございますから、改めてまた農水等で議題になつながら、ぜひ正常化を図つていかなければならぬい、私ども私どもなりに努力をしていかなければならぬと思つておりますので、当面関連対策で出されておりますお考へを聞かせていただきたいと思ひます。

○石川(弘)政府委員 加工限度数量を二百十五万トンとかなり大幅に増大いたしました際には、いろいろな御指摘もございましたが、私どもある意味の心配もいたしておりました。といいますのは、そのことによりまして乳製品の市場価格にど

のよな影響を与えるかという面で、大方の予測よりもかなり大きいと感じを受けておったわけですが、その後の需給状況を見ますと、乳製品につきましてもほぼ安定的な価格で推移をしている。二百十十五万トン程度の加工向け割り当てはほぼ適切な水準ではなかつたかな。もちろんこれは今後のいろいろな需給にもよることでございますが、その点につきましては私どもは一応安堵をいたしております。今回、それに関連をいたしまして飲用牛乳市場正常化対策といたしまして十八億円を向けることといたしておりますが、これは御承知のように牛乳、飲用乳市場はいつでも過剰生産をつくり出し得る素地は今まで持つておるわけでござります。わが国の酪農業はかなりの力を持っておりますので、その気になればと申しますか、えさを多投するとか、そういうことをいたしますと、地域的にあるいは時期的に市乳が過剰になる素地を持つておるわけでござりますので、生産者の努力による計画生産をやりました上で、なおかつ、方が一需給変動等によつて余乳が発生しました場合に、その余乳を加工に振り向けてするために生産者団体みずからが共補償した場合に、その必要な原資を助成するということを昨年に引き続いて行ないますとともに、市乳地帯で発生します余乳がその地域全体として的確に処理がなされませんと、無理無理市場に入りまして価格を下げるということです、これについては農協とか中小とか大手と言いますが、その地域全体で集中的に余乳を処理するようなモデル的施設につきまして必要な助成をするということを考えております。どういうものに対してどのようにやるかにつきましては、こればかりか、今後どのように実施するか決めてまいりたいと思っております。

量も消化したいし、幼稚園、妊産婦、お年寄りと
いう範囲を拡大していくべきだという意見をこの
一年間たくさんいただいてきました。昨年と同じ
ような考え方で進めるのではなくて、その辺もひ
とつ幅広く検討されまして、飲用乳の消費拡大対
策でありますから大いに力を入れてもらいたい、
こう思っておりますので、私の考え方として要望を
いたしておきたいと思います。

最後に、五十八年度も引き続き酪農の負債整理
対策を進めることで百四十三億の原資
をもつて負債整理の推進を図る、こうしたことであ
ござりますが、この点につきましても、この二年
間かなりやりになりました経過等も承知をした
いし、また、今後の見通しなどもしっかりと立てて
いかなければいけませんで、議論をいたします
とこれも一時間やそこらじやとても終わらない問
題でありますから、これもさきようはアウトライン
だけお話を伺つて次に移りたいと思いま
す。その点、ひとつ御説明をいただきたいと思いま
す。

○石川(弘)政府委員 酪農の負債整理につきまし
ては、御承知のような諸事情、特に計画生産の推
進の中で規模拡大が比較的後期に行われました農
家群につきまして、かなりの御努力をなさった上
でも合理的な償還ができないということがございま
して、すでに五十六年、五十七年度に総額で三百
億円の貸し付けを行つたわけでございます。

何度も申しますように、この負債整理につきま
しては、単に低金利の資金に乗りかえるというだけ
ではなくて、農家の経営のあり方、これは家計
をも含めました合理化努力を促しておりますし、
それと同時に、関係いたします農協等につきまし
ても農協の経営のあり方、運営の仕方等について
いろいろと改善を願つておるものについてはさらに融
資枠を拡大するということを申し上げております
のと、その後、道府や関係県ともいろいろ相談

いたしました結果、五十八年度に約百五十億円の増収をいたしましたわざでございます。

その後における情勢の変化を申し上げますと、今回の乳価は比較的低い水準のいわば微調整でござりますが、それにも増して、限度数量を二十二万トンふやしましたことは、特に原料乳の供給の主力でございます北海道の酪農家にとつてはかなり大きな収入の増になるのではないかと思つております。

せつかくのチャンスでございますので、こういう負債整理と同様に、負債整理をしていく中で引き締めていただきております経営費なり家計費をさらに御努力をいただいて、今回の負債整理の貸し付けとそれから前向きの枠拡大ということをあわせて、現在再建中の酪農家のかなり多くの方がこの機会に自立の道に踏み出していただくというのを期待しております、道へも、そのようなことも関連させながら極力早くこの資金が流れれるようにしておられます。

○島田委員 そこで、近代計画についてでありますけれども、すでに五十五年の十月に公表されました六十五年見通しで酪農、畜産の見通しとい

うものが立てられて、公表されているわけでありました。しかし、畜産の見通しといふのは需要の伸びの見方が大変高うございまして、これがたゞ一つ、経営合理化指標等につきましては、かなりの伸びを高く見たことと現実の需要がそれに対応できなかつたということから来るギャップがあつたことは確かでございます。それからもう一つ、経営合理化指標等につきましては、かなりの努力をしますがそこまで到達し得なかつたといふようなものもあるうかと思います。それからも今度私どもが考えております計画は、酪農と肉用牛あわせてでございます。一応今回は六十五年という農産物の需給の長期見通しのところに目標時点を合わせまして、それに応じた計画を立てたことがありますので、酪近計画というものは余り信用できないという印象の方が強いのであります。

それは計画だから狂うことのあるのは仕方がないと言つてしまえばそれまでの話であります。しかし、時に計画が見通しよりも上回るというのであればいいのでありますけれども、下がるということが多い。そして、下がるたびにそこに合わせるように見通しもまた下がつていく。これでは長期計画といふものの信頼性が失われてしまうので

はないか。法律にあるからやらなければならぬのだというだけで計画が立てられていくべきものではないと私は思います。

したがつて、今度は内の近代化計画が長期にわたって立てられていくわけであります。いまのところ六十五年見通しというのは変わらない、こういうように理解をしていいのか。

それから次の点は、その場合、生産目標、價格水準というものがどういうふうになつていくと見通されているのか。

もう一つは、牛肉の價格制度が畜安法によつて保証されているわけであります。價格制度の上で畜安法と今度の新しい肉牛酪農振興法が一体どういうふうにかかわつていくのか。そういう点を考えますと、價格水準はどのようになつっていくのか

といふのが大変気になるところでございます。このところをひとつお聞かせ願いたい。

○石川(弘)政府委員 最初に、酪農近代化計画が逐次目標が下がつているのではないかという御指摘でございますが、御承知のように早い時期のものは需要の伸びの見方が大変高うございまして、酪農生産が大変な勢いで伸びまして、かつて一けたでも大変高いところで伸び続けた。そういう中で、需要の伸びを高く見たことと現実の需要がそれに対応できなかつたということから来るギャップがあつたことは確かでございます。それからも

たゞ一つ、経営合理化指標等につきましては、かなりの伸びを高く見たことと現実の需要がそれに対応できなかつたといふことから来るギャップがあつたことはほとんどなくて、みんな手直しされていつてだんだん目標が下がつていく、こういうことでありますので、酪近計画というものは余り信用できません。

今度私どもが考えております計画は、酪農と肉用牛あわせてでございます。一応今回は六十五年

す。

それから二番目の御質問でございます。

いわば價格をどう見るのか、特に價格と畜安法で定めます畜産物の安定價格の考え方の関連でございますが、價格につきましては、私どもここ数年動きが実は日本の肉用牛生産なり牛肉消費に非常にプラスになつたのではないかと考えております。と申しますのは、生産サイドで申しますと

かなり生産の合理化が行われた。これは規模拡大であつたり、あるいは各種の合理化措置が絡まるわけでございますが、頭数もある程度ふえ、その費用が安定したことと確かにプラスにはなつておえますと、價格水準はどうなつていくのか

といふのが大変気になるところでございます。このところをひとつお聞かせ願いたい。

○石川(弘)政府委員 最初に、酪農近代化計画が逐次目標が下がつているのではないかという御指摘でございますが、御承知のように早い時期のものは需要の伸びの見方が大変高うございまして、畜安法と今度の新しい肉牛酪農振興法が一体どういうふうにかかわつていくのか。そういう点を考えますと、價格水準はどうなつていくのか

といふのが大変気になるところでございます。このところをひとつお聞かせ願いたい。

○石川(弘)政府委員 最初に、酪農近代化計画が逐次目標が下がつているのではないかという御指摘でございますが、御承知のように早い時期のものは需要の伸びの見方が大変高うございまして、畜安法と今度の新しい肉牛酪農振興法が一体どういうふうにかかわつていくのか。そういう点を考えますと、價格水準はどうなつていくのか

といふのが大変気になるところでございます。このところをひとつお聞かせ願いたい。

○石川(弘)政府委員 最初に、酪農近代化計画が逐次目標が下がつているのではないかという御指摘でございますが、御承知のように早い時期のものは需要の伸びの見方が大変高うございまして、畜安法と今度の新しい肉牛酪農振興法が一体どういうふうにかかわつていくのか。そういう点を考えますと、價格水準はどうなつていくのか

といふのが大変気になるところでございます。このところをひとつお聞かせ願いたい。

○石川(弘)政府委員 最初に、酪農近代化計画が逐次目標が下がつているのではないかという御指摘でございますが、御承知のように早い時期のものは需要の伸びの見方が大変高うございまして、畜安法と今度の新しい肉牛酪農振興法が一体どういうふうにかかわつていくのか。そういう点を考えますと、價格水準はどうなつていくのか

経費の最大部分であるえさが購入飼料から自給飼料にどれだけ転換し得るか。それから、いい家畜を使つてなるべく少ないえさで産肉能力を上げて国内生産を上げると同時に、いつも申します肥育期間が長期化するものをもう少し短くして合理的、経済的に肥育するとか、先ほどもちょっと申し上げましたような子牛段階の事故を下げていくとか、こういうことをうまく組み合わせてまいります。と申しますのは、生産サイドで申しますと

かなり生産の合理化が行われた。これは規模拡大であつたり、あるいは各種の合理化措置が絡まるわけでございますが、頭数もある程度ふえ、その費用が安定したことと確かにプラスにはなつておえますと、價格水準はどうなつていくのか

といふのが大変気になるところでございます。このところをひとつお聞かせ願いたい。

○石川(弘)政府委員 最初に、酪農近代化計画が逐次目標が下がつているのではないかという御指摘でございますが、御承知のように早い時期のものは需要の伸びの見方が大変高うございまして、畜安法と今度の新しい肉牛酪農振興法が一体どういうふうにかかわつていくのか。そういう点を考えますと、價格水準はどうなつていくのか

といふのが大変気になるところでございます。このところをひとつお聞かせ願いたい。

がふえるという見通しを持つてゐるわけであります。しかも、その中で特にEC型ということになります。されば、規模とか頭数というものが比較のもう一つの対象にならなくてはいけません。価格の上では十対七である。それは六十五年までの間にどういうふうになつていくのか、その辺、いまの説明だけでは私はわからぬのですけれども、下げないでいつも大体EC水準になる。わかりやすく言えば、ECの値段がだんだん上がつてくることを待つていて、これはそれにつり合いがとれるという感じにしかならないのであります。が、頭数の上では、私はこれはとてもEC水準ということに近づくのはいまのままで大変だと思うのがふえてくる。輸入をやめて需給に対応する。そういう考へ方が明らかになつてゐるわけです。そういたしますと、いまの御説明では六十五年長期見通しは変えないのだ、こういうことで済むかどうかという点。それなら、何のためにいま酪振法を改正して肉牛生産に力を入れるのかといふ点が私はどうも疑問になつてくるわけであります。むしろ長期見通しはこれではないか。大臣は、現在の国内の需給と輸入とのバランスからいえばいまの状態は大変いいのであって、それ以上ふやすなんということは考えられぬことだ、こう述べておられる。そうすると非常に矛盾だと私は思ふ。大臣のおつしやることが正しいとすれば、現在の輸入量を抑えながら国内生産をやめて需給に対応していくという姿勢がここに出てこないといけないのでないか。そういう点で、私は長期見通しは見直しをしなければならぬのではないかという意味で先ほど質問をしたのであります。どうも見直しはしないでそのままいくのだ、こうしたことあります。

したがつて、私は改めてここで聞きたいのであります。EC型のキャバシティーというのは一体どういうふうに考へておられるのか。EC型と

言つたらおおよそ百頭規模の肉牛生産の規模になつてゐるのではないか。そんなことがとても国内で、いま平均七頭しかいないのに百頭規模を持つてゐるにはどうやれば一体持つていけるのでしょうか。そういう点からも、長期見通しといふのは早期に検討してかからなければならぬのではないか。それが前提で酪振法の改正というものが出てこなくてはならないのではないか、私はこんなふうに思ひます。時間が参りましたので、この答弁は午後からに譲りたいと思います。問題提起しておきますので、どうか矛盾がない、私が納得できるようなお答えをいただきたい、心から期待して、午前中の質問をこれで終わりたいと思ひます。

○山崎委員長 この際、暫時休憩いたします。

○山崎委員長 午前十一時四十六分休憩

午後一時二十九分開議

○山崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○山崎委員長 金子農林水産大臣から発言を求められます。

○金子農林水産大臣 お許します。金子農林水産大臣

この際、金子農林水産大臣から発言を求められております。これを許します。金子農林水産大臣

○山崎委員長 金子農林水産大臣から発言を求められました。

○島田委員 先ほどお話をいたしましたが、私は法律案について質疑を続行いたします。島田琢郎君。

○島田委員 先ほどお話をいたしましたが、私は法律案について質疑を続行いたします。島田琢郎君。

○石川(弘)政府委員 先ほど先生から、EC並みを目指すということではあるけれども、ECにおける規模といふのはかなり大きいのではないか、それが簡単にわが国の経営が追いつくのかどうかという御指摘がございました。

○石川(弘)政府委員 先ほど御承知のように、ECの牛肉生産は八割が乳用種から行われております。あと二割が専用種でございます。この点は、わが国の牛生産が七割が乳用種で行われ、あと三割が専用種で行われているのとほぼ似通つておるわけでござります。結局、ECの牛肉の八割が乳用種でござりますから、乳用種の生産をいたしておりますが、農の規模というのがどういうことかということでございますが、これも先生よく御承知のとおり、

備的な意見交換を行つたところでございます。協議におきましては、非公式かつ予備的なものであるという性格から、どちらからも具体的な提案は行われなかつたということです。また、協議の内容につきましては、交渉が引き続き行われるということもございますし、双方とも内容は公開しないということで合意をいたしておりました。この協議の過程におきまして、米側は牛肉、柑橘以外の輸入限制品目の幾つかにつきましてガットの規定に基づく協議を近い将来提起することを検討しているということを述べておきました。最後に、今回のような協議は日米双方に次回協議を行うということで意見が一致を見たと申します。簡単でございますが、協議結果につきまして御報告を申し上げました。

○山崎委員長 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。島田琢郎君。

○島田委員 先ほどお話をいたしましたが、私は法律案について質疑を続行いたします。島田琢郎君。

○石川(弘)政府委員 先ほど先生から、EC並みを目指すということではあるけれども、ECにおける規模といふのはかなり大きいのではないか、それが簡単にわが国の経営が追いつくのかどうかという御指摘がございました。

○石川(弘)政府委員 先ほど御承知のように、ECの牛肉生産は八割が乳用種から行われております。あと二割が専用種でござります。この点は、わが国の牛生産が七割が乳用種で行われ、あと三割が専用種で行われているのとほぼ似通つておるわけでござります。結局、ECの牛肉の八割が乳用種でござりますから、乳用種の生産をいたしておりますが、農の規模というのがどういうことかということでございますが、これも先生よく御承知のとおり、

酪農の規模は国におきまして、たとえばオランダのようないかに比較的大きな規模のものから比較的小な規模まで突つ込みでの話でございますので、ごく大ざっぱに申しますと、よく言われておりますように、ECと日本は、乳をしばれます成牛の規模で大体十三頭から十四頭といつたようなところで似通つた水準になつてゐるわけでございます。そこで、向こうでは酪農家が酪農を行いますと同時に肉の生産をやつておるわけでございますので、そういうかつこうを日本でも想定をいたしまして、酪農家の経営規模が比較的似ています。もちろん階層は相当ございますが、実はEC九カ国平均と日本の平均をこの階層規模、頭数規模で並べてみましても、非常に似通つた形をしております。ただ、五十頭以上層は日本よりもECのシェアが若干多くございますが、たとえば二十頭以上というような線で切りました場合、いずれも約六〇%、若干超えたりいたしますが、その程度の規模であるというようなことから、酪農生産の高さにおいてはほぼ似たような形だということが言えるかと思います。

したがいまして、素牛が出てきます酪農の分野で規模がほぼ同じわけでござりますので、そういう意味で全く手が届かないといふことはございませんで、酪農の中で肉用生産を入れていくことによりまして十分太刀打ちができるのではないか。先生先ほど百頭以上の肥育といふものが相当あるというお話をございますが、日本の場合でございましても乳牛の肥育段階ではかなり規模が大きくなつております。御承知のように現在乳牛の供給量の約四割は戸当たり百頭以上の階層から供給されておるわけでございます。

これから私どもといたしましては、いま申しますような酪農の基盤でECに近づいておるわけござりますので、ここで乳肉複合をやつていつたあるいはそこから肉用の生産だけを分離しました場合でも、百頭規模の肥育がすでに總供給の四割を占めておるというこの現実を踏まえまして、ECに近づけることは十分可能ではないかと

思っております。

○島田委員 そこで、私がもう一つ尋ねておりますことにお答えがなかつたのであります、五年前見通し、これで言ひますと、いまのままでいくということは、法整備の目的からいうと半減するということを指摘したわけです。

それは、いみじくもいま牛肉の外圧が強まつてゐるわけであります、六十五年の見通しの中で、輸入されてくる牛肉は數字的にはいまよりも五、六万トンふえるという見通しを持つてゐるわけですが、日本がねらわれている一つの要素のところが、日本がねらわれている一つの要素にもなつてゐるとも言えるのではないか。つまり、牛肉のいわゆるボリシーといふものは、日本について、消費面でもあるいは生産の面でも十分ターゲットにしていい国である。つまり、他の作目からいいますと、あるいは消費部門からいよいよ非常に牛肉は伸びる。しかし、国内における生産は見通しからいえばそれほど高くはない、依然として不足するという状態がこの先日本にはある。私は、ここにねらわれている原因があるのではないか。もちろんそのほかいろいろ政治的な要因というものもあることも事実です。

したがつて、私は、せっかく乳肉複合型の経営を目指して国内の牛肉生産を高めていくんだということであるならば、やはり現状を固定した輸入量において見通しを立てていくといふくらいの前向きの政策があつてしかるべきだ。こののところは全く手直しをしないんですということであるならば、これから先も牛肉はねらわれるということになりかねない。そういうことを前提にして、せっかく法案をおづくりになるのであるならば、やはりそういう戦略部門といふものをつけたり法律の中でカバーできるようなものにすべきではありません。その点はいかがですか。

○石川(弘)政府委員 長期見通しを策定いたしました段階でも、実は国内の生産といふのはかな

り意欲的に見通しておるわけでございます。

これはもちろんまず需要を想定したわけですが

いりますが、まず需要について申し上げますと、これは現実にそうございましたように、国内のいわば経済的な動向、特に可処分所得の伸びをどう見るかによりまして需要の伸びには幅を持つて見ておりまして、高い場合には四・二%くらい伸びるだろう、しかしそんなに伸びないということを考えましたときは三・五%台というようなものを見まして、需要の伸びを一定の幅で見たわけでございますが、そういう見通しの線上に需要はほぼ動いております。

これに対しまして、生産につきましては、まず主力でございます乳用種からの肉生産につきましては、生乳需給バランスという問題がありますので、野方岡に伸ばすということは不可能ではございますが、これもかなり意欲的に見通しまして、いわば目いっぱいの見通しを立て、特に肉専用種につきましてはいま申し上げましたような現状、国内生産が七、需要との差が三、結局輸入が三というバランスをある程度維持いたしますために急速に伸びましたような事態を除きますと、ここで見通しております生産の伸びはかなりのものでございます。したがいまして、過去に行われました、特にたとえば駄牛淘汰等のような場合で一年間に一度腹に入れて見通しをつくつておるわけでございまして、私は先生御指摘のようなことを相手に見ておりますが、何と申しましても、資源的にも、あるいは肉の総資源の問題もあるいは土地その他のことでもございまますので、余り現実離れをしてしまうことはありますけれども、その辺のところはさつぱりどうも政策的には明示されていない。

(委員長退席、亀井(善)委員長代理着席)

こういうことではっきりしてきますから理解ができるのでありますけれども、その辺のところはさつぱりどうも政策的には明示されていない。

資源を有効活用するという点で草地型肉牛生産といふものが一体それでは酪農、畜産の部門に

どういうふうに有効に働いていくのかといふことになりますと、その辺のところは余りこの計画の

中では明示されていないので、むしろせつかく十三兆円もかけてこれから土地改良をやつしていくかという点になりますと、非常に私はこれはお粗末過ぎるという気がいたします。草地は、統計上あらわれておりますのは百万ヘクタールと言われております。それは大半が搾乳牛に利用されていります。それは大半が搾乳牛に利用され、それが現実にそうございましたように、国内のいわば経済的な動向、特に可処分所得の伸びをどう見ておりまして、高い場合には四・二%くらい伸びるだろう、しかしそんなに伸びないということを考えましたときは三・五%台というようなものを見まして、需要の伸びを一定の幅で見たわけでございますが、そういう見通しの線上に需要はほぼ動いております。

そこで、いまお尋ねの三次の土地改良長期計画でございますが、これは総合的問題とか、あるいはそれが圃場整備とか農用地造成にどのように志向するかといふような意味で、構造改善局長からも前日御説明しましたような割り振りで、たとえば農用地造成にしますと四十七万ヘクタールといふようなボリュームと、あるいはそれに見合う金額が定められているわけでございます。大変率直

に申しますと、今後造成しますもの、これは飼料畑であろうあるいは草地であろうが、非常に多くのものが実は畜産利用のものとわれわれは理解をいたしております。現段階で相当生産を拡大できる余地を持つておりますものは大半この大家畜の世界でございますので、私どもはこの内訳がどうこうとということを抜きにいたしましても、現に農用地造成で行われました場合でも草地開発で行われました場合でも畜産的利用をいたしておるわけでございます。したがいまして、この長期計画に見通されております農用地造成の非常に多くの部分は畜産のための基盤整備として当てられるであろうし、これはあくまで長期計画でございますから、毎年毎年の予算の決定の段階で、私どもは必要な、たとえば国営とか県営とかあるいは公団営とか団体営という予算を獲得し、その中で所期の目的を達成したいと考えているわけでございます。

そういう裏利用ということになりますと、表の生産と裏の生産をいかにうまく結びつけるかといたところでござりますが、いま御指摘がありましたが、そういう意味で、圃場条件を整備しながら、飼料作物で申しますと、比較的有利なものは、地域にもよりますが、青刈りとイタリアンの裏表をやつしていくというのが単当の収量も一番高いようございます。そこで、やはり表裏完全利用をいたしましためには、圃場条件の整備がどうしても必要でござります。そこで、圃場条件を整備しながら、飼料作物で申しますと、比較的有利なものは、地域にもよりますが、青刈りとイタリアンの裏表をやつしていくというのが単当の収量も一番高いようございますので、やはり表裏完全利用をおいても違いますので、極力裏表をうまく組み合わせる。その場合に、たとえば数年前から実験的に、さらに実事業化しておりますホールクロップサイレージといったようなものは、裏表の収穫期間をうまく合わせ得る一つの手法でござりますので、ぜひこういうものを伸ばしていきたいと思っております。それから、現に私どもが行つております事業といしまして、水田裏飼料作物高位生産対策事業というものを実施いたしておりますが、この事業においては、相当程度のまとまりを持ちました地域で水田裏に飼料作物を導入いたします場合は、事業主体としては市町村とか農協あるいは特認団体というものを認めておりますが、そういう場合はいろいろな生産を計画し、あるいは期間借り地をし、あるいは圃場の簡易な排水をするとか、あるいはつくられました飼料作物の貯蔵用の資材を入れるといったような事業のために、一事業当たり一定の定額の助成をするという、いわば非常に使いやすい助成事業も起こしております。これらのことから、この事業も周知徹底いたさせまして、極力既存耕地におきまして飼料作が安定するようにやっていきたいと思います。

今まで太らせていくといったような実態があるので、なかなかも、なお穀物の効率的な給与の仕方というのを技術的に真剣に考えてみなければいけないとは思つてゐるのです。

というのは、歐米諸国では大体五百キロ以内くらいで仕上げていきますね。アメリカは大体四百五十キロから五百キロの範囲ぐらい、平均すると四百八十キロくらいで市場に出していくようになります。それは、「一つの理由といいますか、技術的な点からいっても、あるいは経営論的な立場からいっても、非常に理屈に合つてゐるようになります。わが国でもそういう研究の結果というのが出でるようでありまして、大体和牛で四百五十キロから五百キロくらいまでにするのに、一日当たり配合飼料を大体七キロから八キロくらい食わせますと生体重が一キロふえる。これは試験結果が出ております。

ところが、乳雄では五百キロくらいまでの範囲であります、これ以上に太らせていくということがありますと、一キログラムの肉をかけていくのに十キロから十二キロくらいの濃厚飼料を食わせていかなければいけない。非常に飼料効率が落ちるわけです。これは實に損な話であります、特にあふれるほど国内で飼料穀物といいますか、粗粒穀物というのがつくられてゐるわけではありますんで、ほとんどこれは外國から買つてきているわけでありますから、これは大変むだな話でありますから、やはり一番効率のいいところで仕上げていくという方向で考えを持つていくべきではないか。今度の乳肉複合型經營で、肉牛の生産というものを考える場合の完成時におきます生体重は六百六十キロと前に聞いたように記憶いたします。これはとてもむだだと私は思うのです。ですから、むしろ歐米型のように四百七、八十五キロでどんどん市場に出していくことによつて、回転率を高めていくということになるのではないか。

ただ、牧草を入れてくることが肉をつくる

つていく上の効率性から、いつて果たして非常に効率性が高いかどうかという点については、これは精細に審査いたしませんと、やたらにいつでも食草の質とか食わせる時期とか、一体何キロくらいのところで草を食べさせていくのかといったような、そういう経営技術上の問題というのをかなり細かく依存した形の、いわばいろんな指導団体がやりました肉牛の肥育の方式、名前を申しますと、たとえば開拓牛方式とか、いろいろな方式がございましてけれども、こういう団体におきましても、現在我私どもが考えております経済肥育、これが単に程度で市場に出していくという場合の検討を要する事項というのがあることは事実であります。しかし、この辺のところはやはり真剣に検討を加えているのであります、いかがでしょうか。

○石川(弘)政府委員 御指摘のありましたように、日本の場合に特に購入飼料の依存度が高く、かつ肥育の期間も比較的の長期間で、したがって出荷体重も大きいというものが現状でございます。私も、先ほどECとの対比で申し上げましたが、ECは普通十八カ月程度。出荷体重で四百五十キロから五百五十キロ。それから濃厚飼料にいたしまして、これは自家用の穀物がむしろ多いわけでございますが、○・八ないし一トン。それから粗飼料をいたしまして、乾草換算で千五百ないし一千八百キロ。こういうものに対しまして、日本はいま乳牛の肥育で申しましても平均二十一カ月。それから出荷体重が六百ないし七百キロ。それから購入の配合飼料で三トンから四トン。乾草とか稻わらで五百ないし六百キロ。この差がやはりかなりのコストにつながつておると思います。

先生もいま御指摘のありましたように、わが国における肉牛生産が比較的短期に拡大してきました過程の中で、どちらかというと購入飼料に多く依存した形の、いわばいろんな指導団体がやりました肉牛の肥育の方式、名前を申しますと、たとえば開拓牛方式とか、いろいろな方式がございましたけれども、こういう団体におきましても、現在我私どもが考えております経済肥育、これが単に

生産者の段階だけではなくて、流通、消費の段階でもうまく適合されるようにという実験事業を行っております。こういう成果を見詰めながら、私どもとすればいかにしてより少ない購入飼料で、あるいはより少ない飼料そのもので効率的につくっていくかということが基本でございまして、その辺を、いままでもそういうことを努力いたしましたが、今回はさらにその辺を詰めました上で、そういうことをこの法律の施行に関しての基本方針の中にうたいまして、それが単なるお経の文句に終わらないよう、生産サイドではそういう肥育の仕方を十分指導いたしますとともに、流通あるいは消費のプロセスでも、そういう努力したもののがそれなりに評価をされる——いま非常に多量の穀物を食べさせ、かつ長期間肥育をしておるわけでございますが、その中で、いわば非常之上物としてそれなりの価値を実現しておりますものはその中のごく少部分でございます。もちろんそういう特別の生産を全く否定するわけではございませんが、生産の大半はいま申しております経済肥育、特に乳牛等につきましてはこれに中心を置いてやつしていくつもりでございます。

ます。プロックで貰つてくる、プロックで台所に持つてきてフリーザーに入れる、こういう習慣というのではなくまだ欧米諸国に比べてないわけではありませんから、食べてくださる消費者の意向、いわゆる牛肉を食べる方向というものがある意味では誘導していかなければいけないわけでありますけれども、それだからといって無理やり口をあけて赤肉を食べてください、プロックで貰つてください、こう言つたってなかなかこれは進みませんね。

ここら辺のところは、牛肉の消費、流通という問題を含めて大変新しい政策誘導が必要だ。これは、農林省にそれまでやれといふのは無理だと言う向きもあるかもしれませんけれども、しかし、つくつたものを見てもらわないことはこれはどうしようもありませんので、そうした点についてはどのようにお考えになつておられるのか。具体的なお考えがあれば、この際お聞きをしておきたいと思います。

○石川(弘)政府委員 御指摘がありましたように、生産されたものは、それはそれなりに効果的に消費者に消費していただいて、また、その価値がそれなりに実現いたしまして初めて生産者にとってはどのようにお考えになつておられるのか。具體的なお考えがあれば、この際お聞きをしておきたいと思います。

○石川(弘)政府委員 御指摘がありましたように、生産されたものは、それはそれなりに効果的に消費者に消費していただいて、また、その価値がそれなりに実現いたしまして初めて生産者にとってはどのようにお考えになつておられるのか。具體的なお考えがあれば、この際お聞きをしておきたいと思います。

○石川(弘)政府委員 いま先生からも御指摘のありましたように、この受精卵の移植技術につきましては、いわば今までの人工授精の手法が雄の系統からの改良でございますが、雌のサイドからの改良のスピードアップ、あるいはいま御指摘のございました双子生産といったような、生産そのものを変えるという意味でかなり画期的な技術であるわけでございます。これは御承知のようにかなり早い段階ですでに国の試験場等においても開発されたわけでございますが、実は思つたよりも速いスピードで各地に行われておりますし、その主力は現在おなごとがあるは都道府県の試験場となり早い段階ですでに公的機関でござりますけれども、最近になりました、民間におきまして、これはいろいろな乳業の関係の会社等もございますが、実施されておりまして、大変それが増加傾向が著しいわけでございます。五十七年に入りましたからも、四月から昨年末まで、九百頭以上のものがこ

な、どちらかといふとそういう必ずしも薄いものと、いうことでなくともある程度食べられるものとか、あるいは御承知のハンバーグのようなひき肉を使つたものとか、それからカレー等に見られますが、ようある程度のかたまりというようなものも使うとか、いろいろそれなりの変化はしてきているように思います。

〔亀井(善)委員長代理退席、委員長着席〕

したがいまして、ある日突然全く欧米型ということにはならぬと思いますが、要するに私どもといたしますれば、かなりいまの穀物重視の、しかも長期肥育というものをある程度粗飼料重視型の、しかも短期肥育にしたところで、日本の肉の品質というものは、草だけ飼つた、たとえば典型的には豪州等の牛肉に比べてはるかに品位の高いものでござります。したがいまして、いま申しましたような肉を何もカレーに入れる必要もないわけですが、すでに実用化一步手前まで来ているということに伴つてこの改正がなされるわけであります。

○島田委員 家畜改良増殖法で、従来の人工授精といつたようなところから今度は卵を取り出して他に移植をする、こういう新たな技術が開発され、すでに実用化一步手前まで来ているということがありますれば、かなりいまの穀物重視の、しかも長期肥育というものをある程度粗飼料重視型の、しかも短期肥育にしたところで、日本の肉の品質といふものは、草だけ飼つた、たとえば典型的には豪州等の牛肉に比べてはるかに品位の高いものでござります。したがいまして、いま申しましたような肉を何もカレーに入れる必要もないわけですが、すでに実用化一步手前まで来ているということがありますれば、かなりいまの穀物重視の、しかも長期肥育といつたようなものが需要になつてくると思ふ。そういう点については十全の対策としてまいりますと、これが実用化の段階に入つてまいりますれば、雌牛に卵を植えつけるといふか、受精させまして、そうすると七個か八個の卵ができます。それを取り出して、一個づつか二個づか、二頭産ませたいと思えば二つ持つていけば二頭でくる。これは大変な増殖になるわけであります。そしてまた、場合によつては乳牛に植え込みました卵に授精のときから肉牛の精液を入れまして、そして乳牛の雌牛の中で肉牛を育てる、こういうことも多角的にできる。

○石川(弘)政府委員 いま先生からも御指摘のありましたように、この受精卵の移植技術につきましては、いわば今までの人工授精の手法が雄の系統からの改良でございますが、雌のサイドからの改良のスピードアップ、あるいはいま御指摘のございました双子生産といったような、生産そのものを変えるという意味でかなり画期的な技術であるわけでございます。これは御承知のようにかなり早い段階ですでに公的機関でござりますけれども、最近になりました、民間におきまして、これはいろいろな乳業の関係の会社等もございますが、実施されておりまして、大変それが増加傾向が著しいわけでございます。五十七年に入りましたからも、四月から昨年末まで、九百頭以上のものがこ

いうオーダーに乗ろうかと思ひます。

レウボンタードに乘るうかと思ひます。

ありましたように、人工授精というああいう手術につきましても、特定の資格を持ちました人工授精師にやつてもらう。そうでありますと、いふるところは家畜改良の問題あるいは生産の問題にも混乱が起きるということで、特定の資格を持つた者だけにその技術の施行を認めておるわけでござりますが、それよりもはるかに高度な技術でござります受精卵の移植技術が法律的には全くフリーリーであるということでは、これは今後の家畜改良上も大変問題があるということで、今回の制度改正をお願いしているわけでございます。

それから、それを採取しましてから、御承知のように還流しました液の中から卵を見つけて出しきて、それをいろいろと検査をし、処理していくわけですが、この段階では獣医師さんがみずからこれを行つていただくか、あるいはその採取をいたしました獣医師さんのいわば指揮監督を受けながら、同様な、比較的のような仕事をしております人工授精師、この場合もどなたでも結構ということではございませんので、この技術に関して特別の研修を受けまして免許を受けた方に限りましてその処理を行うことにする。

それから、この取り出しました卵を別の家畜に注入をいたします段階になりますと、これはいわば人工授精の手法に比較的似通つた手法でござりますので、これは獣医師さんはもちろんのこと、受精卵移植技術につきまして免許を受けました人

○島田委員 技術もそこまでいきますと、何とも温かみがない感じもするわけで、人の腹を借りて、そこで子を育ててよそにまた移していくなんというのは、本当は私なんか四十年近く牛を飼つてきておりますと、借り腹でかわいそうになつとう感じもしないではありません。しかし、各国含めて世界の趨勢がそういう方向にあるのだとすれば、問題は、そういう事業が末端において混乱を起しおりあるいは不必要な摩擦を生じたりしないように、それを行政の側がしっかりと指導し、誘導を図つていくという点で、今度の改良増殖法の改正の問題というのはその辺のところがポイントであろう。

ただ、時間がもう少しあれば、精液の輸入の問題等もありますから、それをやりたかったのであります。長いようでは結構時間というのは足りないものでありますと、七割くらいしかやらぬうちに

工授精師さんもやれるということに法律上しておるわけでございます。
先生の御指摘の、そういう技術を持つた人間がちゃんと育つてゐるのかどうかと、いう点であります。私は、私どもいろんな形で今までもやってきておりますが、まずこの家畜受精卵の移植技術の普及のために、五十七年度から国の種畜牧場におきまして研修の場を設けまして、その研修をするに必要な指導者の養成をやっております。それから、北海道ほか八府県におきまして、牛の受精卵移植の技術利用促進事業といふこともすでに行つてゐるわけでござります。

こういう形で、いわば技術、これは国、都道府県等の試験場等には蓄積されつつある技術でござりますが、こういうものをいま言つたような形の中で指導者を育成してまいりまして、その指導者を通じまして獣医師さんあるいは家畜人工授精師さんに技術習得をしていただく。そのために必要的な講習会等につきましても、これは制度的にもあるいは予算的にも用意をしているわけでございま

二時間の時間が終わるわけですが、最後に、大きいことはいいことだという時代はもう終わったですから、ひとつ日本型の酪農、畜産、これがいま新しく目指していく大事な点でないか。ＥＣ型ということを言っておりますが、ＥＣ型でも、でかいところじゃなくて、本当に日本の国内で土地を有効に利用して、しかも効率のいいそういう畜産あるいは酪農ができる。しかも、そこには単年度負債が、赤字が出て負債になつて残っていく、固定化負債として残つていくといったようなことがないような、そういうことを方向として自指してもらいたい。

この両法案の問題点として指摘をいたしまして、私の質問を終わりたいと思うのであります。

ありがとうございました

○山崎委員長 藤田スミ君。
酪農振興の立場からお尋ねをしておきたいことがございますので、お願ひをしたいと思います。
さういふのも近郊酪農業の問題について、公害の問題が取りざたされておりました。私の住んでおります地域でも、やはり酪農業といふとイコール被害といったようなことが言われておりますとまた追い立てられていくというようなのが現状でございます。最近になりまして、ふん尿処理の問題でも相当のお金をかけて、これも借金の一つですが、ずいぶん努力を尽しているのが、にもかわらず、こうした問題ではやはり都市近郊の酪農業を営む皆さんは大変不安定な状況に置かれているのではないかと思ひます。
さういふの日本農業新聞に報道されておりますが、東京都の農水部が、この都市の農業の問題について「都市化の中での地域づくり 農業ある都市」ということで調査をしております。私が日々考えておりましたことと同じような調査の結果によると、農業ある都市づくり」として「農業ある都市」の長所を前面に打ち出して、そして農業ある地域の姿、つまりここで私が申したいのは酪農なんですが、そういううえで学校教育で子供たちに考えさせていく場にしていくとか、あるいはまた「農家と非農家を結びつけ」つまり生産者と消費者とをここで結びつけ、「意思疎通をはかるコーディネーターの育成が必要」であるとか、あるいは「農協は多彩な活動の中で都市農業を育成、確保する指導事業を展開する」こういうような結論が出されております。
まことにそのとおりだと思いますが、緑の問題題

がやかましく言われてゐる中で緑の保全の役割りもここで果たしているわけでありますので、そういう点では、単に新鮮な牛乳がここから提供されるということ以上に、近郊の酪農業というのはまた違ったそういう意味からの大きな役割りを果たしているのじやないかというふうに考えるわけであります。

の環境、これは悪い意味で環境問題というとらえ方もあると同時に、いい意味での環境という見方もあるうかと思います。

は家畜の改良に対し长期にわたって大きな影響を与える繊細微小な生命体であり、家畜改良の方に向に沿つて良質の精液を体系的に使用していくための特別の配慮が重要である、こういう見解をお持ちであったかといふうに承知をしておりまします。私もまさにそういう立場は今日もなお堅持しています。いかなければならぬと思いますが、まずこの点について、法改正を提案された現在の御見解をお伺いしたいわけです。

○藤田(ス)委員 今回のこの改正は、それは確かに時代の一つの趨勢でもあり、それから積極的に改良を進めていかなければならぬ、こういう要求も高まっている中で、こういう改正が行われていいわけなんですが、にもかかわらず、国内の家畜改良に混乱を与えるような結果を招かないだらうかといふ心配は一方にあるわけですね。

もう一つは、特に信頼ができる、そういう判定の条件も大分国際的に整備されてきたということなのですが、輸入精液が遺伝性疾患だと繁殖機能障害を持つていないことの証明、採取処理の経過についての説明を一切外国の政府機関に任せてしまうということに対し、それで十分担保できるのだろうかという不安はやはり一方に残っていると思います。この点についてはいかがでしようか。

いうのを立てまして、そういうことで経営を安定させていこうという援助をしているわけなんですが、國の方も近郊の酪農業に対してそういう点から積極的な援助というのでしようか、それから位置づけというものをやっていくべきじゃないか。そのことから大きく日本の酪農業を消費者の力をかりながら振興させていくという点でも、長期的に考えれば必ず効果が出てくるというふうに私は考えるわけでありますので、ひとつこの点についての御見解をお伺いしておきたいわけです。

○石川(弘)政府委員 実は、わが國の酪農の場合によく北海道のような典型的な大型酪農地帯の例が出されますが、意外に都市近郊に相当の生産規模を持っておりまして、首都圏で申しましても、茨城、千葉あるいは神奈川、東京にも一部ございまして、埼玉といったような首都を取り巻く各県でかなりの酪農生産が行われているわけでござります。

るわけでござります。
それはいろいろな形がござりますが、しかしながら、そうは言いましても、酪農といいますものはどうしても土地の広がりが要りますので、その広がりが大変な高地価ということで耐えられなくなるとか、余り過密になりました環境の中では、公害問題ということだけでなく、そういう意味では動物の飼育も必ずしも十分じゃない。そういう場合に、たとえば農用地開発公団が行いますような諸事業でいわばそこへ移転をしていく。比較的高地価が高うございますので、十分の資産を持つてそういうところへ変わつていかれるという例もあると同時に、いま先生御指摘のような余り規模拡大とか、そういうことは考えないで、現状のままの、いわば有利な立地条件を生かして、たとえばさ等につきましても、よくかす酪という言葉がありましたが、いろいろなかすなどを使いながら有効な生産をするという場合もござりますので、

○石川(弘)政府委員 いま先生もお詫びなさいましたように、家畜を改良いたします場合の重要な手法でござりますので、単に商業的な利益の追求までございません。したがいまして、私どもはいままでは外国から優良な改良資材を入れてまいります場合は生体のまま入れてまいりまして、その生体のまま入れてまいったものを国内で臨時検査というような手法を使いながら、そのわが国における適応性を見ながらやつてきたわけになりますが、最近におけるいろいろな情勢を申し上げますと、まずわが国におきましても、商業的なものは別といたしまして、試験研究といふ形では、凍結精液の輸入ということを、若干ずつではございますが、行つてまいりました。それから各國におきましても、この種のことにつきましては、慎重さは持ちながらござりますが、家畜の改良増殖のために、比較的経費をかけないで改良増殖のスピードを上げますために、國のそういうすぐれた遺伝子等を入れてくるということは行われているわけでございますが、われわれも國內にそれなりの改良の体制を整備いたしました上で、特に信頼ができるもの、これは国際的にもかなりはつきりとその資質等につきまして判定ができるような条件ができつづございますので、そういう改良増殖上有益であるということなどが明らかにされますようなものにつきまして、やはり技術の進歩に応じた体制の整備をすることが必要かと考えまして今回の改正をお願いしているわ

の条件も大分国際的に整備されてきたということですが、輸入精液が遺伝性疾病だとか繁殖機過についての証明を一切外国の政府機関に任せてしまうということに対して、それで十分担保できるのだろうかという不安はやはり一方に残つてゐると思います。この点についてはいかがでしようか。

二点、お伺いいたします。

○石川(弘) 政府委員 一点目の改良体制の混乱の問題でございますが、私どもも今回の改正をいたしました際に、関係者等を通じましていろいろと相談をしたわけでございます。結局、私どもといなしましても、かなりの組織を使いまして長年にわたりてこの改良体制をつくつてまいったわけですが、現在私どもは独自に検定済みの種雄牛あるいは海外から育種素材として輸入いたしております種雄牛につきましては、米国その他の先進国とほぼ同等程度まで素質を上げてきていると見ております。それから、海外精液の輸入に際しましては、やつております凍結精液の取引といいますものは、国内のそういうものを取り扱つております限られた方々、これは主として北海道の畜改良事業団といったようなもの、それからブリーダーのある種の団体がござりますが、そういう改良団を通じまして、また、これは御承知のように人工授精師という人たちの手のみによつて注人ができるということもござりますので、いま築き上げております改良増殖体制は基本的に維持で

いま先生から御指摘のありましたように、酪農というものは、一つは、フレッシュなものというところからいいますと、非常に近郊にそういう産地があるということはそれなりに意義があることでございますし、それから、酪農の場合、一面では公害というようなとられ方をしますぶん尿の問題も、近郊の蔬菜生産にとりましてはなくてはならない有機質でございます。御承知のように軟弱野菜のようなものは、東京の場合でも都市近郊でつくれられているわけでございますが、そういう場合の有効な堆肥の供給源であるということ。それから、いま先生がおっしゃいましたような一つ

現地に踏みとどまつて、しかもそれなりの生産を行なうという場合もあるうかと思います。私ども、そういう地域の実態に応じまして今後とも所要の施策をやつしていくつもりでございます。
○藤田(ス)委員 余り開発が周辺まで迫ってきてどうにもならないというところは別としましても、いま現在少なくとも一定の条件を持つているところについては、ぜひそこで展望が持てるようないように積極的な施策を重点を置いて進めていただきたいということだけ御要望しておきます。
ところで、今回のこの家畜改良増殖法の一部改正の問題なんですが、従来、政府は、家畜の精液

進国とほぼ同等程度まで素質を上げてきていると見ております。それから、海外精液の輸入に際しましては、やつております凍結精液の取引といいましては、国内のそういうものを取り扱つておられますものは、国内のそういうものを取り扱つておられます限られた方々、これは主として北海道の家畜改良事業団といったようなもの、それからブリトレーダーのある種の集団がございますが、そういう改良集団を通じまして、また、これは御承知のように人工授精師という人たちの手のみによつて注入ができるということもござりますので、いま築き上げております改良増殖体制は基本的に維持でありますと考へておるわけでござります。

今後とも、私どもいたしましては、国が持つております種畜牧場とかあるいは都道県の畜産試験場を中心いたしまして、民間団体とも有機的な連携を保ちまして、入ってまいりましたものが、そういうことで検定済みの種雄牛をどんどん使いながら優良な種雄牛の後代検定、これは、これをやることによりましてどれだけその牛が能力があるかということがわかるわけござりますが、そういうことで検定済みの種雄牛をどんどんつくっていく。それから肉用の雌牛の群につきましては、これは群としての、一頭一頭というよりも集団としての能力検定をやりまして、これを用いていくといったような手法を使いまして、優秀な素材を使って改善するスピードは上げますが、そのことが国内のいまやつておりますきちっとした改良体制を混乱させないようにやつていきたく思つております。

それからもう一つ御心配の点いたしまして、今回外国の政府等が発行します証明書で、いわば日本が国内でやつております検査をしたものと同等なものと認めまして、それを国内に流通させるということにいたしておりますが、外国の政府機関等、これは私どもが入れてまいりますのは、それなりにわれわれも信用できるような畜産の技術とか衛生の技術あるいは改良の技術を持つた国だと思っております。

ただ、政府機関に限つておりますのは、国法制度の中で政府機関に最も権限を与えている国と、あるいはみずから筋の技術ある者と考えておりますが、これは私どもほんどのものと考えておりますが、そういうわれわれとしても信頼するに足る政府あるいは政府機関が採取しました種雄牛が遺伝性の疾患とかあるいは繁殖機能の障害を持つていいないということ、それから一定の資格のある者が必ず採取し、これを処理したということ、それから衛生的な施設の中で採取し、処理したといふようなことをはつきり証明してくれまして、そういうものに限りまして国内の流通を認めるわけでございます。また、こういうものは一たん信用を害

するようなことをいたしますと一度と立ち直れないとあります種畜牧場とかあるいは都道県の畜産試験場を中心いたしまして、民間団体とも有機的な連携を保ちまして、入ってまいりましたものが、そういうことで検定済みの種雄牛をどんどん使いながら優良な種雄牛の後代検定、これは、これをやることによりましてどれだけその牛が能力があるかということがわかるわけござりますが、そういうことで検定済みの種雄牛をどんどんつくっていく。それから肉用の雌牛の群につきましては、これは群としての、一頭一頭というよりも集団としての能力検定をやりまして、これを用いていくといったような手法を使いまして、優秀な素材を使って改善するスピードは上げますが、そのことが国内のいまやつておりますきちっとした改良体制を混乱させないようにやつていきたく思つております。

力をしているということなんですが、一體育種改良の技術水準というのはいまどこまでいいているのでしょうか。

○石川(弘)政府委員 三十九年以来育種牧場の再編整備をいたしました。それまでのどちらかというと一つ一つの個体能力を中心にして育種理論から、現在は集團飼育理論を採用することによりまして本格的な大規模育種を開始いたしております。

現在は、育種の技術水準自身は外国にも十分匹敵できるものになっていると思つております。卵用鶏につきましてノーリンクロス、それから肉用鶏につきましてはノーリン五〇二というようなものをつくております。その能力は外国種に十分比肩できる段階に達しております。

○藤田(ス)委員 國際的にも遜色のない相当の水準に達しているということなのに、實際には卵用

鶏の方は九割までが外国のひな、肉用鶏はもう十割外国のひなという現状にあるわけです。だつたら、いま農水省が力を入れて育種改良を進められて優秀なものになってきた、その日本のひなをもつと広げていく努力をしていかなければならぬのじやないかと思うのです。

大臣、毎朝食べていらっしゃる卵の先祖、先祖と言つてもおじいさんぐらゐのものが実はアメリカのものなんですね。全部そうなんでしょう。何かあつて次の世代にそのひなが来なくなつたときには、日本の鶏はめちゃめちゃになつてしまふですよ。そうじやなしに、日本で育種改良されてきたひなのシェアをもつと広げていく努力をしていかないと、長期的に見たときに、こういう状態をいつまでも放置しておいたら何かあつたときに大変だなと私は思うのです。卵は安いので毎朝食べているし、日本人にとっては重要ななん白源になつていて。その卵はもとをただせばよその国にまるきり依存しているというこの状態は大変だ。しかし、技術的にはぐんと改良が進んで遜色ない状態に来ているとしたら、あとは、外国の大きな企業の圧倒するような宣伝などに押されてなかな

かうまく市場に乗らないこの状態を、農水省としても國産鶏を広げていくという立場で何とかする力をしていくべきじゃないかと思うのです。

○石川(弘)政府委員 ようやく試験場と申しますか、育種場の段階で、そういう能力を持つております、卵用鶏で言いますとノーリンクロスであるとかノーリン一〇二、肉用鶏ではノーリン五〇二というものができました。これからもう少しひなを生産します業者の方にこれをやつていただきまして、何しろ鶏は数が多うござりますので、それなりのひなの供給をいたしませんと、眞に農家の実用の段階でいられないわけでございます。私どももその必要を認めておりまして、昭和五十七年度から優良国産鶏普及促進事業といふものを行つております。これによりまして、いわばそういう能力があるということを展示をする。五県ばかりでございますが、一万羽クラスの飼養農家にこの鶏を餌わせまして、単に口先だけではなくて本当にいい鶏だということを知つてもらうというようなこともやつておりますし、それからこの国産鶏の飼い方の技術指導書のようなものも頒布をいたしまして、最近ようやくその成果が認められてきているわけでございます。

私どもとすれば、いま御指摘のありましたようにすべてが外国種のもので賄われていく必要は全くございませんし、能力的にも國産の種鶏というものは能力が高うございますので、近い将来かなりの普及を見ると思つております。

○藤田(ス)委員 最後に、大臣にお伺いをしておきたいわけです。

貿易の自由化の問題がいろいろ言われている中で、鶏の問題などはその最たる姿になつてしまつてきていると私は思つています。さつきから私が言つていることは御理解いただいていると思いますが、とにかく九九%以上外國に依存せざるを得なくなつた。形が非常に小さいとか当時の日本の養鶏の非常に脆弱な条件の中に、自由化で外國から入ってきた結果がこういう形になつたわけです。

いまの牛の種の問題も、そんなことまで心配し

なくていいというようなのですが、私は自由化の問題はここまできちっと考へて取り組んでいかなければ、何年かたつて気がついたときには自分

の国は何にもないといふようなことになりかねない、そういうことを非常に教訓として出していいと思うのです。ともあれ、大変長い期間こういう外國依存の養鶏の姿があります。ここでもう脱皮して、本当にわが國がせつかく力を入れて技術を高めたひなをもつと広げていくためにひとつ力を入れていくということで、大臣の方からもお約束いただけますか。

○金子國務大臣 自由化が後などのようにわが國の農家に大きな打撃を与えるかといふ基本的な考え方方は皆一緒でございます。鶏の種だけが入つてきているようございますが、できるだけ日本の生産者の生産意欲をそがないように、ひとついろいろ御指摘の点も踏まえて検討させていただきたいと思います。

○藤田(ス)委員 終わります。

○山崎委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

自由クラブ・民主連合六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。串原義直君。

○串原委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合を代表して、酪農振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

酪農振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

大家畜生産の振興は、今後の牛肉、牛乳・乳製品の需要の堅調な伸びに応えるとともに、国内草資源の有効活用とあわせ地域農業の展開、農山村の振興を図る上で重要な課題となつてゐる。

よつて政府は、大家畜生産を我が國の土地利用型農業の基軸として位置づけ、その積極的振興が図られるよう左記事項の実現に万端を期すべきである。

記

一 牛肉の国内生産の維持増大と肉用牛経営の安定・合理化を図るため、繁殖經營等の規模拡大、乳肉複合經營の育成、一貫經營の推進、肥育期間の短縮等に必要な各種施策の積極的な推進に努めること。

二 牛肉の輸入自由化及び枠拡大要請については、本委員会の決議の趣旨に従い、国内の畜産農家が犠牲になることのないよう対処すること。

三 経営改善計画の作成に当たつては、過剰投資につながることのないよう十分指導するとともに、畜産經營拡大資金については、資金需要の実態に応じた融資枠の確保、借入手続の簡素化等に努めること。

四 繁殖經營の健全な育成に資するよう、肉用子牛価格安定事業の推進に必要な予算の確保に努めること。

このため、栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するとともに、沿岸漁業と釣りとの間の安定的な漁場利用関係の確保を図ることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、栽培漁業の計画的な推進のための措置についてあります。

農林水産大臣は、栽培漁業の対象とする魚種について、その種苗の生産及び放流並びに育成に関する基本方針を定めることとしております。

また、都道府県は、国的基本方針と調和を図りつつ、当該都道府県の地先水面の実情に応じた基本計画を定めることができることとしております。

第二に、栽培漁業の効果の実証及びその普及を図るための措置についてあります。漁業協同組合等に対し普及する放流効果実証事業の効率的な実施を推進する必要があります。

第三に、栽培漁業の計画的な推進のための措置を定めることができます。

第四に、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、魚介類の稚魚の生産、放流及び育成に関する基本方針を定めなければならぬものとし、基本方針においては、栽培漁業の推進のための基本的な指針と指標、技術の開発に関する事項等を定めることができます。

第五に、沿岸漁場の安定的な利用関係を確保するための措置についてあります。

国民のレクリエーションとしての釣りが盛んになつたことに伴い、沿岸漁場の利用をめぐり、漁業との間で紛争が見られるようになつております。このため、漁業協同組合等と釣り舟業者団体等との間で漁場利用協定の締結が促進されるよう都道府県知事は、勧告をすることができるとともに、当該漁場利用協定の遵守について紛争が生じた場合にあつせんをすることができるとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

都道府県知事は、基本計画に放流効果実証事業に関する事項を定め、業務実施計画に基づいて、

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○山崎委員長 準足説明を聴取いたします。松浦水産庁長官。

○松浦政府委員 沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下、その内容につき若干補足させていただきます。

まず第一に、目的規定の改正についてあります。

目的規定につきましては、沿岸漁場の生産力の増進を図るという観点から、栽培漁業の計画的な効率的な推進に関する措置及び沿岸漁場の安定化等の利用関係の確保に関する措置を加える等の改正を行ふこととしております。

第二に、栽培漁業の計画的な推進のための措置についてあります。

農林水産大臣は、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、魚介類の稚魚の生産、放流及び育成に関する基本方針を定めなければならぬものとし、基本方針においては、栽培漁業の推進のための基本的な指針と指標、技術の開発に関する事項等を定めることができます。

また、都道府県は、その区域に属する水面における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、國の基本方針と調和を図りつつ、基本計画を定めることができます。この基本計画においては、栽培漁業を推進する特定の水産動物の育成を図る事業に関する事項等を定めることとするほか、放流効果実証事業に関する事項を定めることができます。

第三に、放流効果実証事業についてあります。

○山崎委員長 次に、内閣提出、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。金子農林水産大臣。

○山崎委員長 次に、内閣提出、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案を議題とし、本日の申請により、当該都道府県に一を限り指定することができるとしております。

○山崎委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る五月十日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日午後三時二十分散会

稚魚の放流等を行い、当該放流によつて漁業生産の増大の効果を実証し、その成果を漁業協同組合等に対し普及する事業を実施する民法法人を、その申請により、当該都道府県に一を限り指定することができるとしております。

この場合、都道府県知事は、放流効果実証事業が適正かつ確実に実施されることを確保するた

め、その指定を受けた民法法人に対し、当該事業に協力する者が任意に提出した協力金の収支に関する事項を含む事業報告書を提出させるとともに、

業務の方法の改善命令等必要な行政上の監督を行なうことができるとしております。

第四に、漁場利用協定についてあります。

漁業協同組合等と釣り舟業者の団体等が、漁場の安定的な利用の確保に必要な事項の遵守につき、それぞれの団体の構成員を指導すべきことを請求することができます。この場

合において、都道府県知事は、必要があると認めるとときは、当該相手方に對し、交渉に応ずべき旨の勧告をすることとしております。この場

合には、都道府県知事はあつせんをすることができるとしております。

また、漁場利用協定の遵守につき紛争が生じた場合には、都道府県知事はあつせんをすることがあります。

なお、このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

第一に、漁業法及び水産資源保護法に規定する罰金の額等について所要の改正を行ふこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申しあげます。

第一に、漁業法及び水産資源保護法に規定する罰金及び過料の額をそれぞれ十倍に引き上げることであります。

第二に、漁業法及び水産資源保護法の規定に違反した者に科する没収の対象として、水産動植物の採捕の用に供されるものを加えることであります。

以上がこの法律案の提案理由の補足説明を終わりました。

改正する法律案の提案理由の補足説明を終わりました。

○山崎委員長 次に、内閣提出、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案を議題とし、本日の申請により、当該都道府県に一を限り指定することができるとしております。

○山崎委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

○山崎委員長 次に、内閣提出、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案を議題とし、本日の申請により、当該都道府県に一を限り指定することができるとしております。

○山崎委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

律案

〔本号末尾に掲載〕

○金子国務大臣 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

○山崎委員長 次に、内閣提出、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案を議題とし、本日の申請により、当該都道府県に一を限り指定する

ことができるとしております。

この場合、都道府県知事は、放流効果実証事業

等に対し普及する事業を実施する民法法人を、そ

の申請により、当該都道府県に一を限り指定する

ことができるとしております。

ものを、その申請により、当該都道府県に「を

限つて、当該都道府県において放流効果実証事業を実施する者として指定することができる。

一 申請者が放流効果実証事業の実施を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第

三十四条の規定により設立された法人であること。

二 申請者が放流効果実証事業を適正かつ確實に実施することができると認められる者であること。

三 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者ないこと。

四 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

三 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

四 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

五 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

六 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

七 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

八 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

九 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

十 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

十一 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

十二 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

十三 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

十四 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

十五 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

十六 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

十七 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

十八 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（業務実施計画の認可等）

第十七条 指定法人は、その定めるところに従い前条の業務を実施するための計画（以下「業務実施計画」という。）を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。

二 業務実施計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 放流効果実証事業の対象とする水産動物の種類

二 前号の種類ごとの水産動物の種苗の放流場所、放流時期、放流数量その他の放流の実施に関する事項

三 前条第二号から第四号までに掲げる業務の実施に関する事項

四 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

五 前条第二号から第四号までに掲げる業務の実施に関する事項

六 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

七 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

八 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

九 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

十 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

十一 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

十二 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

十三 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

十四 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

十五 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

十六 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

十七 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

十八 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

十九 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

二十 前条第三項、第十八条及び前条の規定に関する事項

四 業務実施計画に係る放流場所において当該都道府県知事は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 指定法人が解散したとき、その他指定法人が第十五条第一項第一号に規定する法人に該当しなくなつたとき。

二 指定法人が前条第一項の規定による報告を提出しなければならない。

三 指定法人が前条第二項の規定による命令に違反したとき。

四 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定の取消しをせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 都道府県知事が前条第一項の規定による報告を提出しなければならない。

六 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定の取消しをせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 都道府県知事が前条第一項の規定による報告を提出しなければならない。

八 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定の取消しをせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定の取消しをせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定の取消しをせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定の取消しをせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十二 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定の取消しをせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十三 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定の取消しをせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定の取消しをせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十五 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定の取消しをせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十六 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定の取消しをせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十七 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定の取消しをせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十八 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定の取消しをせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十九 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定の取消しをせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定の取消しをせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 都道府県知事は、指定法人が前条第一項の規定による報告を提出しなければならない。

二十二 都道府県知事は、前項の規定による報告を提出しなければならない。

ると認められない場合

口 第十七条第一項又は第二十条第一項の認可に係る業務実施計画が、当該認可後沿岸漁業に係る漁業事情、水面の利用の状況等に変動があつたため、第十九条各号のいづれかに該当しなくなつたと認められる場合

ハ 指定法人が協力金を放流効果実証事業以外の用途に充てた場合

イ 指定法人が協力金を放流効果実証事業に充てたため、第十九条各号のいづれかに該当しなくなつたと認められる場合

ロ 第十七条第一項又は第二十条第一項の認可に係る業務実施計画が、当該認可後沿岸漁業に係る漁業事情、水面の利用の状況等に変動があつたため、第十九条各号のいづれかに該当しなくなつたと認められる場合

した場合において、当該申出の相手方が交渉に応じないときは、当該申出をしたものは、当該漁場利用協定に係る漁場の属する水面を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に対し、当該申出の相手方が当該交渉に応すべき旨の勧告をするよう申請することができる。締結した漁場利用協定の一方の当事者が他方の当事者に対し案を示してその変更のため交渉をしたい旨の申出をしたときも、同様とする。

一 その構成員となる資格の主なものを釣りによつて水産動物を採捕する者を船舶により漁場に案内する事業を営む者であることとしている団体

二 その構成員となる資格の主なものを釣りによつて水産動物を採捕する者であることとしている団体（漁業協同組合等その他その構成員となる資格の主なものを漁業法第二条第二項に規定する漁業者又は漁業従事者であることをとしているものを除く。）

都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合において、同項の申出に係る漁場が優れた沿岸漁場であり、かつ、当該漁場の安定的な利用関係を確保するため必要があると認めるときは、当該申出の相手方に對し、同項の勧告をすることができる。

（漁場利用協定の届出）

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る漁場が優れた沿岸漁場であり、かつ、当該漁場の安定的な利用関係を確保するため必要があると認めるときは、あつせんをすることができる。

附 則

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)
この法律の施行の際改正前の第八条第一項又は第十二条第一項の認可を受けて改正前の第八条第一項の特定水産動物育成事業を実施している漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該特定水産動物育成事業に係る改正後の第八条第一項の認可を受けたものとみなす。

理 由
最近における沿岸漁業を取り巻く諸情勢の推移にかんがみ、沿岸漁場の生産力の増進に資するため水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進する措置を講ずるとともに、沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図る措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一百三十八条中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改める。

第一百三十九条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第一百四十条中「製品」を「その製品」に、「及び漁具」を「又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物」に、「但し」を「ただし」に改める。

第一百四一条中「左の」を「次の」に、「六箇月」を「六月」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「貸付」を「貸付け」に改める。

第一百四十三条中「二万円」を「二十万円」に改める。

第一百四十四条中「左の」を「次の」に、「一万元」を「十万円」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に改める。

第一百四十六条中「一万元」を「十万円」に改める。

(水産資源保護法の一部改正)

第二条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「五万円」を「五十万円」に、「六箇月」を「六月」に、「一万元」を「十万円」に改め、同条第四項中「漁具」の下に「その他水産動植物の採捕の用に供される物」を加える。

第三十六条中「二十万円」を「二百万円」に改める。

第三十七条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「五十万円」に改める。

第三十八条中「漁具」の下に「その他水産動植物の採捕の用に供される物」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第四十条中「左の」を「次の」に、「六箇月」を「六月」に、「一万元」を「十万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

経済事情の変動等に伴い、漁業法及び水産資源保護法の罪につき定めた罰金及び過料の多額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十八年五月十二日印刷

昭和五十八年五月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局